

# 女性史研究

特集 『家族の起原』注解



第18集 '84・6

編集・家族史研究会

ないよう

✓ 特集 『家族の起原』 注解

良妻賢母思想にとりくむ

田村 博子・田村 敬 1

『家族の起原』 邦訳書目録

『家族の起原』 研究文献目録

編・解説 中山 蘇美 2

『家族の起原』 注解

寺本 千里	川上 秀子	辻 照子
光永 洋子	瀬上 弘子	林 葉子
田中美智子	小柴 雅子	卯野木盈二
桑原 敬子	緒方 都	宮山 孝子
渡辺 和子	三島 路乃	高木富代子
小玉 稜子	石原 通子	川西 セキ
伴 栄子	坂本 正子	立山ちづ子
緒方 和子	犬童 美子	19

『家族の起原』 初版をめぐる

井上 五郎 55

母たち (10)

R. S. プリフォー  
訳・石原 通子 57

# 良妻賢母思想にとりくむ



田村博子・田村 敬

我々の女性史研究会が出来てから、早いもので3年もの年月が経過した。研究会発足当初から現在に至るまで、その会員構成は圧倒的に男性優位であり、ほとんど男世帯とも言える女性史研究会である。したがって、よく、女性史の研究会としては珍しい存在であると言われるが、別段、女性の会員を厳選しているわけではない。

さて、発足以来現在まで女子教育のテーマについて学習をつづけているが、とりわけ、良妻賢母思想についてこだわりつづけて来た。と言うのも、この良妻賢母思想は、戦前まで我が国の女子教育における指導理念として存在しつづけたばかりでなく、現在も意識下のうえでは女子教育を支配しており、我々の心の中にひそみつづけているともいえる。

ところで、女性史研究の目的の1つとして「婦人問題の歴史的究明が、課題となることはいうまでもない……その生成・発展の原因を究明し、解放の条件をさぐることに、女性史の課題となるのは当然のことであろう」（『歴史学研究』第517号）と述べられているように、各時代の特質のなかで女性のあり方を見いだすことが必要であるように思う。いずれにしても、女性の足かせになるような思想が何故現在まで生きつづけているのかという問いかけが重要なことのように思われる。

そうした意味からこの良妻賢母思想というものを考えてみると、当然のことながら、この思想が一体どこから発生したのか、その出自から考えてみなければならない。そうすると、これまで自分たちが抱いていた良妻賢母思想というものの概念が、甚だ曖昧な輪郭しか見い出せず、改めて再検討する必要に迫られた。こうして、良妻賢母思想の勉強会が始まった。正直言って、これまで一つのこだわりが別のこだわりへと展開して本題のテーマから離れかけたことが何度もあるが、あるひとつの対象を理解するために不必要なほどの迂回路をとることも決して意味ないことではないと思われる。

この間を通して、この思想が単なる封建的儒教思想というよりも、むしろ日本の近代国家確立過程の中で、その国家的意図と不可分に結びついた、極めて近代的な思想概念であるように考えているが、今後少しでもその全容解明に近づけるよう、さらにこだわりつづきたいと思う。

（谷中女性史研究会）

# 『家族の起原』邦訳書目録

## 『家族の起原』研究文献目録



編・解説 中山 蘇 美

### 『家族の起原』邦訳書目録

- 1908年 堺利彦訳『男女関係の進化』, 「平民科学」第3篇, 有楽社
- 1920年 堺利彦訳「国家の起原」, 「社会主義研究」誌2巻2号  
堺利彦訳「羅馬国家の起原」, 「社会主義研究」誌2巻3号
- 1921年 内藤吉之助訳『家族・私有財産及び国家の起原』, れしな荘版
- 1922年 内藤吉之助訳『家族・私有財産及び国家の起原』, 有斐閣
- 1927年 西雅雄訳『家族, 私有財産及び国家の起原』, 白揚社
- 1928年 田中九一訳「家族, 私有財産及び国家の起原」, (『マルクス=エンゲルス全集』  
12, 改造社におさめられている)。
- 1929年 西雅雄訳『家族, 私有財産及び国家の起原』, 岩波文庫
- 1935年 西雅雄訳『家族, 私有財産及び国家の起原』改訳版, 岩波文庫
- 1947年 内藤吉之助訳『家族・私有財産および国家の起原』, 彰考書院
- 1947年 水野不二夫訳『家族・私有財産・国家の起原』, 社会書房
- 1948年 村井康男訳『家族, 私有財産および国家の起原』, 社会主義著作刊行会
- 1950年 マルクス=エンゲルス選集刊行会編『家族, 私有財産および国家の起原』『マルクス=エンゲルス全集』第13巻下, 大月書店
- 1954年 村井康男・村田陽一共訳『家族, 私有財産および国家の起原』, 国民文庫
- 1955年 佐藤進訳「家族, 私有財産および国家の起原」, 『世界大思想全集』「エンゲルス」, 社会・宗教・科学思想篇13, 河出書房
- 1955年 マルクス・レーニン主義研究所訳「家族, 私有財産および国家の起原」, 『マルクス=エンゲルス選集』第7冊所収, 大月書店
- 1956年 岡崎三郎訳「家族, 私有財産と国家の起原」, 『マルクス・エンゲルス選集』9, 新潮社

- 1965年 戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起源』, 岩波文庫
- 1968年 マルクス＝レーニン主義原典刊行会訳『家族, 私有財産および国家の起源』, 『マルクス＝レーニン主義原典選書』, XI, 青木書店
- 1969年 「家族・私有財産・国家の起源」, 『新版, マルクス・エンゲルス 選集』第3分冊, ナウカ
- 1971年 村田陽一訳「家族, 私有財産および国家の起原」, 『マルクス＝エンゲルス全集』21, 大月書店

### 『家族の起原』研究文献目録

1931年

- (1) 渡部義通『日本母系時代の研究』, 白揚社

1933年

- (2) 山本琴子「婚姻関係を中心として見た, わが國上代の母系及び母権について」, 『歴史科学』誌2巻1号

1937年

- (3) 中川善之助「婚姻史概説」, 『家族制度全集』史論篇1巻, 河出書房

1949年

- (4) 布村一夫「ルイス・H・モルガンーその生誕百卅一周年によせて」, 『思想』誌305 (『原始共同体研究』1980年におさめられている)

1950年

- (5) 布村一夫「家族共同体理論の批判—M・コヴァレフスキーの生涯と業績において—」, 『思想』誌318

1952年

- (6) 青山道夫「マルキシズムと家族法」, 『近代家族法の研究』, 有斐閣
- (7) 今中次磨「エンゲルスの『起原』の序文における二・三の問題」, 『法政史研究』誌19巻1号

1955年

- (8) 柳春生「エンゲルス『起原』における家族および国家の問題について」, 『法制研究』誌22巻2～4合併号
- (9) 布村一夫「上代日本の異世代婚について」, 『歴史学研究』誌182, (『日本神話学—

神がみの結婚―』麦書房, 1973年におさめられている)

- (10) 布村一夫「遺稿『古代社会ノート』について」, 「歴史評論」誌69

1956年

- (11) 布村一夫「先史ギリシャにおける三分組織―原始共同体をもとめて―」, 「歴史評論」誌77

1957年

- (12) 黒木三郎『家族法提要』, 法律文化社  
(13) 青山道夫「家族学説の諸問題」, 中川善之助ほか編『家族問題と家族法』1, 『家族』, 酒井書店, (『続近代家族法の研究』有斐閣, 1971年におさめられている)

1958年

- (14) 平井潔「マルクス主義よりみた性と家族」, 「思想」誌388

1959年

- (15) 江守五夫「法民族学の基本的課題―原始血縁共同体の構造原理―」, 『今日の法と法学』, 頸草書房

1960年

- (16) 田中吉六「史的唯物論のエレメントと二種類の生産」, 「思想」誌430  
(17) 玉城肇「家族集団と社会発展の関係」, 「法律時報」誌32巻13号

1961年

- (18) 玉城肇「家族と社会発展との関係」, 愛知大学「法経論集」誌34  
(19) 青山道夫「唯物史観と家族理論―玉城教授の批判に答えて―」, 「法政研究」誌28巻1号

1962年

- (20) 布村一夫『マルクス古代社会ノート』, 合同出版社  
(21) 江守五夫「家族史研究と唯物史観―青山・玉城論争を中心として―」, (『社会科学の諸問題』下, 東大社研. 内田力蔵・渡辺洋三編『市民社会と私法』, 東京大学出版会)

1965年

- (22) 二宮孝富「家族論覚書」, 東京経済大学『人文自然科学論集』39

1966年

- (23) 布村一夫「モルガン・フェイスン・エンゲルス―〈家族の起原〉第1版・第4版によせて―」, 「歴史学研究」誌314 (『原始共同体研究』におさめられている)  
(24) 玉城肇「唯物史観と家族集団―江守教授らへの反批判を通じて家族研究の基本原

についての試論一」, 「松山商大論集」17巻6, 1967年『法史学及び法学の諸問題』  
星野通博士退職記念論集, 日本評論社

#### 1967年

- ㉔ 原秀三郎「歴史の名著, エンゲルス『家族, 私有財産および国家の起原』, 「歴史評論」誌204
- ㉕ 江守五夫「いわゆる《種の繁殖》の命題と史的唯物論—玉城肇教授の反批判論文への再批判—」, 明治大学法律研究所「法律論叢」誌41巻1号

#### 1968年

- ㉖ 青山道夫「エンゲルスの『起原』の命題と唯物史観—再び玉城教授の批判に答える—」, 「西南大学法学論集」誌1巻1号
- ㉗ 畑田重夫, 原典解説『家族, 私有財産および国家の起原』, マルクス=レーニン主義入門叢書, 青木書店

#### 1969年

- ㉘ 田中吉六「史的唯物論と生活の生産」, 「情況」誌
- ㉙ 青山道夫・江守五夫対談「モルガン・エンゲルスと家族論」, 「情況」誌4号
- ㉚ 田中吉六「二種類の生産と唯物史観」, 「思想」誌542

#### 1970年

- ㉛ 杉原四郎「エンゲルス研究の動向」, 「思想」誌549
- ㉜ 布村一夫「『家族の起原』をめぐって—エンゲルス生誕150年記念—」, 「歴史評論」誌242 (『原始共同体研究』, 未来社1980年におさめられている)
- ㉝ 戸谷修「社会発展の原動力と家族集団の役割」, 『家族の構造と機能』, 風媒社

#### 1971年

- ㉞ 玉城肇「家族制度と社会構造との関係」, 『新版日本家族制度論』, 法律文化社

#### 1972年

- ㉟ B・マリノウスキー/R・ブリフォー 江守五夫訳・解説『婚姻—過去と現在—』, 社会思想社

#### 1973年

- ㊱ エマニュエル・テリー, 宮本隆訳・解説「モルガン・エンゲルスと現代人類学」上・下, 「情況」誌3, 4号
- ㊲ 江守五夫『母権と父権』, 弘文堂
- ㊳ 江守五夫「史的唯物論からみた家族の起原」, 『講座家族』1, 弘文堂
- ㊴ 中川善之助「婚姻の起源と諸形態」, 『講座家族』3, 弘文堂

1974年

- (41) 布村一夫「マルクス『民族学ノート』によせる—マルクスとモルガンと—」, 「窓」誌9, (『原始共同体研究』の「マルクス原始共同体論」と「共同体の人間関係としての母権」にくみこまれている)

1975年

- (42) W・H・R・リヴァース, 卯野木盈二訳「父権と母権」, 「女性史研究」誌1集

1976年

- (43) 布村一夫訳, クレーダー編『マルクス古代社会ノート』, 未来社
- (44) 布村一夫「籍帳における父系的兄弟の家族共同体—第1部家族共同体論—」, 「歴史学研究」誌429 (『原始共同体研究』におさめられている)
- (45) W・H・R・リヴァース, 卯野木盈二訳「婚姻」, 「女性史研究」誌2集
- (46) 福富正実『『家族, 私有財産および国家の起原』と八〇年代初頭におけるドイツ史諸研究』(1)~(5), 「現代の理論」誌149~153
- (47) 石原通子「富野敬邦氏を偲ぶ—『母権論・序説』の最初の邦訳者—」, 「女性史研究」誌3集

1977年

- (48) 大井正「マルクス主義と婚姻」, 「現代思想」誌5巻2号
- (49) 石原通子「族内婚と族外婚—高群逸枝のばあい—」, 「女性史研究」誌4集
- (50) W・H・R・リヴァース, 卯野木盈二訳「オーストラリアの社会組織」, 「女性史研究」誌4集
- (51) 中村秀一「近代家族思想とマルクスの家族論—ホブス, ロックをめぐる問題提起—」, 「国家論研究」誌14
- (52) 布村一夫「母権の復権のために—モルガン『古代社会』100年記念—」, 「歴史評論」誌321 (『原始共同体研究』におさめられている)
- (53) 布村一夫「ソヴェトにおけるモルガン—『古代社会』100年のために—」, 「窓」誌23 (『原始共同体研究』におさめられている)
- (54) 中山そみ「ローマにおける一夫一妻婚の成立」, 「女性史研究」誌5集
- (55) W・H・R・リヴァース, 卯野木盈二訳「類別制親族名称体系の起原について」(上), (中), 「女性史研究」誌5, 8集 (~1979年)

1978年

- (56) 井上五郎編訳「エンゲルス・カウツキー往復書簡」, 「女性史研究」誌6集
- (57) 石原通子「バッハオーフェン邦訳文献について」, 「女性史研究」誌6集



- (58) W・H・R・リヴァース, 犬童美子訳「母権」, 「女性史研究」誌6集
- (59) 布村一夫訳『『母権論』解説』I, II, 「女性史研究」誌6, 9集(～1979年)
- (60) 馬淵東一, 増田義郎対談「民族・社会・歴史」, 「思想」誌651
- (61) 布村一夫「民族学と歴史学と一老マルクス・エンゲルスの原始をめぐる一」, 「歴史学研究」誌462 (『共同体の人類史像』, 長崎出版, 1983年におさめられている)

#### 1979年

- (62) 明石一紀「日本古代家族研究序説—社会人類学ノート—」, 「歴史評論」誌347
- (63) 石原通子「ブリフォア『母たち』をめぐる一」, 「歴史評論」誌347
- (64) C・カウツキー, 丹後杏一訳「婚姻と家族の成立」1, 「女性史研究」誌9集
- (65) ケレス・クラウス, 井上五郎訳「J・J・バハオーフェン論」, 「女性史研究」誌9集
- (66) 布村一夫『『文明の起原ノート』について』, 『原始古代社会研究』5, (『共同体の人類史像』に再録されている)
- (67) 山崎カラル編訳『マルクス主義と経済人類学』, 拓植書房
- (68) 大井正『性と婚姻のきしみ』, 福村出版

#### 1980年

- (69) 石原通子「守田有秋『九州の婦人よ』をよむI, II, 「女性史研究」誌11, 13集(～1981年)

#### 1981年

- (70) J・J・バハオーフェン, 井上五郎訳『母権論』I～III, 「女性史研究」誌12, 13, 15集(～1982年)
- (71) アヴェルキェヴァ, 布村一夫訳「モルガン『古代社会』」, 「女性史研究」誌12集
- (72) 江守五夫「父権制社会における似而非≪母権制≫的現象—女性史学と民族学との協業のために—」, 「歴史評論」誌371
- (73) 浜林正夫「諸外国における女性史研究—国際歴史学会の報告から—」, 「歴史評論」誌371
- (74) 布村一夫「L・H・モルガン100年忌」, 「女性史研究」誌12集 (『共同体の人類史像』におさめられている)
- (75) 三宅義子「家族の位置—フェミニズムとマルクス主義—」, 「思想の科学」誌7
- (76) 加美芳子「性差別の原因と女性解放の展望」(1), 「現在」誌7
- (77) 鈴木陽子「性差別の原因と女性解放の展望」(2), 「現在」誌7

#### 1982年

- (78) 山内昶「未開社会と史的唯物論」(上)(中)(下)「思想」誌695～697
- (79) 布村一夫「大塚金之助さんの女人像—人間モルガン論をふまえて—」,「現在」誌8
- (80) M・コスヴェン, 布村一夫訳「コヴァレフスキー 論—母権と家族共同体のために—」,「女性史研究」誌15集
- (81) ハイน์リッヒ・クローネー, 石塚正英訳「母権支配の経済的基礎」,「女性史研究」誌15集
- (82) 布村一夫「原始, 母性は月であった—族母アメノウズメのことなど—」,「教育国語」誌73

1983年

- (83) 不破哲三『講座「家族, 私有財産および国家の起原」入門』, 新日本出版社

(1)

『家族, 私有財産および国家の起原』(以下『家族の起原』と略称)は1884年にエンゲルス(1820～1895)によってかかれた。「マルクスの遺言」とされるこの著作は, マルクスがのこした『古代社会ノート』にみちびかれて書かれた晩年における円熟した著作といわれている。この名著が書かれてから今年(2013年)は100年にあたる。「ルイス・H・モルガンに関連して」と副題されているように, モルガンの民族学を学び, 原始共同体社会を階級社会の前に位置づけて, モルガンをこえて論述したものである。1891年には, 新しい資料によっていくつかの訂正と, 大巾の増補をして第4版を出した。その序文は, 1891年6月29日の「ノイエ・ツァイト」誌に掲載した論文「家族の原始史によせて(バッハオーフェン・マクレナン・モルガン)」であり, 同時代人である民族学者たちの成果をたくみに展望して, 「それ自体が民族学史である」と評されるすぐれた第4版序文である。ここでは, 家族史の研究は『母権論』によってはじまるとされる。この著書によって, 原始の母権, 文明における女の隷属という世界史像を概観することができるが, 「近代社会のフェティッシュをなげすてる」ことによって, 未来母権への復活をうけとることができよう。

(2)

『家族の起原』が, 日本ではじめて全訳されたのは, 1922年に有斐閣から出版された内藤吉之助によるものである(その前年に私家版であるれしな荘版がだされている)。それにしても, はじめて日本に紹介したのは堺利彦である。

向坂逸郎「日本におけるマルクス主義研究の思い出」(「思想」誌347)によると, ソシアリズムとか, コミュニズムとかいうことばをはじめてつかったのは西田長寿(1870

年)であり、文献としては、小崎弘道による「六合雑誌」7号が最初であったとされる。向坂は、「マルクス及びマルクスの水準を飛躍的に引きあげた多くの思想家で、堺利彦の響影下に育たなかったものはなかるう」とのべるが、『家族の起原』の紹介者としての、堺利彦にたいする評価はみられない。

堺利彦は、1908年、「平民科学」第3篇(有楽社)として、『男女関係の進化』を出版している。出版の意図は、主として、フリードリヒ・エンゲルスの著書によって、エンゲルスがよりどころとした「モルガン氏の『太古の社会』……が未だ曾って日本の読書界に紹介されて居らぬ……せめてその一端を紹介せんと欲した」(はしがき)のである。堺個人にとっても、当時の学問的水準からいっても、モルガンの民族学を読むことは、よいいなことではなかったのであり、エンゲルスの記述にしたがって、「第2章家族」を抄訳し、さらにそれによって、「日本歴史上の男女関係」や「未来の男女関係」などを付し、35章として再構成したものである。

守田有秋が「熊本評論」紙24号に、「九州の婦人よ」をかいたのはその翌年である。

「抑も女子なるものは一体何時頃から恚な意氣地なき境遇に泣かねばならぬようになったのでありましょか……」とといかけて、「起てよ、起て、家庭に叛逆し、起て男子に謀叛せよ、然らずんば、卿等は百年亦百年、奴隸の境遇に泣かねばなりませぬぞ、敢て覚醒を促す次第です」と結んでいる。これが、『熊本評論』のなかでもっともすぐれた婦人解放論であるとされており、「原始婚姻理解は堺に及ばない」と指摘されている(石原通子「守田有秋『九州の婦人よ』をよむ——堺利彦『婦人問題』との対比——」)。とくに、堺利彦の原始婚姻の理解の著しい進歩は、彼が、ベーベルの『婦人論』の影響をうけた時期(1905~1906年における「婦人問題概観」,「我輩の家庭主義」)から『男女関係の進化』を書いた1908年にかけて、エンゲルスを読んだことであるとされる。この堺利彦の一つの転期が『男女関係の進化』にあったことは、1907年の山口孤剣著『社会主義と婦人』の序が、堺利彦によって「ベーベル氏曰く奴隸存在以前に於いて既に奴隸なりきと。」と記されていることによってそのことがうらづけられる。

この『男女関係の進化』が、この頃として最高の理解であって、自から出版した「社会主義研究」誌に、「国家の起源」(2巻2号)、「羅馬国家の起源」(2巻3号)を抄訳し、「全訳をめざした」が、内藤吉之助によるドイツ語からの訳出があっては、中止せざるをえなかったようである。

エンゲルスの『家族の起原』が、ベーベル『婦人論』(1879年)に対する批判の書であるとされている根拠が、原始婚姻理解のまちがいにあったとされるように、日本においても、守田有秋の問いかけにもみられるように、原始についての正しい理解が欠除していた

のである。堺利彦についても、『男女関係の進化』を見る限りでは「母権」を理解することはできなかったようである。

(3)

揚明軒による『『五・四』の思い出』（『歴史評論』誌、1959、9）には、1907年、東京において、エンゲルスの『家族の起原』が中国語に抄訳されたことがかかっている。それは、無政府主義の刊物「天義報」誌であって、「熊本評論」紙によると、発行所は上海にあり、東京小石川区2丁目8番地の何震の宅に通信所がおかれている。

「毎月二回にして満幅の氣焰当る可からざるものあり、第3号社説には女子復仇論及人類均力論を載せ第4号には女子復仇論稿及び無政府主義の平等觀を載すその他学理あり時評あり譯叢あり共に熱烈火の如き革命文字あり」（1907、8、20）とされている。

この機関紙は、日本在留の清国革命派の青年たちのなかからつくられた「女子復権会」によるものであり、清国からの留学女性である何震がその編集者であった（『熊本評論』紙3号、「東北評論」紙2号）。「女子復権会」は、東京牛込区の天義報社を総会所として、「固有の社会を破壊し、女界革命を提唱するの外に於て、兼て、種族、政治、経済、諸革命を提唱す」を宣言して、8項目の「簡章」<sup>かんしょう</sup>がかかげられる。「その主張の堂々たる、其意氣の壮なる、支那の将来実に侮る可からざるものあり、日本の婦女子この簡章に対して如何の感がある」（『熊本評論』紙3号）。「女子復権会」については、「世界婦人」紙13号もとりあげて、「さすがは支那人として随分をかき節もあり、またたやすく賛成し得ざる箇條もあれど……」と批判的な記述がみられる。

彼女たちによる『家族の起原』の翻訳には、いまのところ日本人とのつながりはみいだせない。しかし、「熊本評論」紙の「新刊案内」には、「民報」、「天義」という清国革命に関する雑誌の紹介があり、あっせんもしているもようであり、記事には漢文などもみられるので、まれにはこの『家族の起原』が読まれたことも推測できよう。

ずっと時代がさがるが、京都帝国大学で河上肇に師事して、経済学を学んだ王学文（王守椿）が、「エンゲルス『家族の起原』を邦訳して稿料をかせぎ、その日暮しをつづけた」（大島清「王学文先生をおもう」、「図書」誌1983.2）とされるのは1927年のことである。京大卒業後、いったん故国に帰って共産党運動に入り、4・12政変のあと、革命に参加し、「国共の分裂」によって、ふたたび日本に渡り、「学友たちの援助に頼って生活した」（特別寄稿、王学文「河上肇先生の思い出」、井上清編著『河上肇』所収）ときであり、訳しないうちに、周恩来、朱徳らの「八・一峰起」に参加するために中国に帰ったとされている。王学文は、河上肇のあっせんによって『家族の起原』の邦訳の下訳をしたようである。それにしても、邦訳の目的が生活のためであったとはいえ、訳出の動機には、

「女子復権会」の動向を経たのちの女たちへの指導的意図をもあったのではなからうか。ちなみに、熊本県の西里竜夫は、1930年ごろ上海日報の記者として中国にあったとき、「中国問題研究会」（在留日本人の進歩的な人たちを結集）をつくったが、そのとき王学文から経済学について親切的指導を受けた。また、王学文の指導によって「日支闘争同盟」を組織したという（西里竜夫『風雪のあゆみ—私の半生記—』）。

刊行されなかったらしい王学文の『家族の起原』の邦訳に前後して、内藤吉之助訳、西雅雄訳（白揚社版、改訳本岩波文庫版）がある。内藤吉之助は、東京帝国大学法学部法制史研究室の助手に任ぜられて、自からの研究「原始国家が荘園に達するまでの展開」をめざしたとき、中田薫によって、一読をすすめられた一つが『家族の起原』であった。しかし、そのとき一緒に推奨されたのが、メインの諸書（『古代法律』ほか）、モルガンの『古代社会』、クーランジュの『古代都市論』であって、これらこそが師から必読を「命ぜられ」た本であったようである（「れしな荘版」跋文）。

しかし、内藤吉之助にとっては、法制史研究者として、「国家—今やそれが一つの文化段階に照応するその特有な社会現象に止まり、最高の道徳でもなければ、それ自身決して文化の負擔者でもなかったことの益々明瞭となった国家の本質を、実証的にその起源ないし初期の展開に遡って攷究しようという欲求を、同世代の人々の間にはかなり普く抱かれている」、という現況をみてとり、訳出にいどんだのである。

「一切のものが、個人の生命、その表現としての直接なる必需によって評価されねばならない」とする内藤吉之助は、「法制史は過去の法制をただ詮索し、記述するだけの法律考古学ではない。……既存制度を自由な批判から庇ふために『神ながらのしきたり』という口実を見出す手間のかかった洒落ではない。」という痛烈な体制批判をして、法制史は「我らが何よりも、肉体を犠牲にしても愛せざるを得ない自分の生命が、必然的にその中に営まれなければならない現代社会の制度組織の意義を批判するため、その成立発達の跡を辿る努力なのである」という理解のうえにおいて、「この書は法制史が如何なるものであるべきかを明切に教える」とのべる。このように、専門の法制史家ではないとはいえ、近代法における婚姻のあり方を指示するエンゲルスを高くたたえるのである。いまでいえば、法社会学的見解を、内藤は完全にうけいれているのである。

内藤は、堺利彦による抄訳発表や、全訳が近く公刊されることを聞きつつも、「エンゲルスの訳者として同氏が最も適当であると信ずる。しかし、法制史の一文献として私がこれを譯してみるのも徒爾ではあるまい」と、堺利彦の訳書と「併せ読むことを乞う」としている。

それはそれとして、内藤吉之助が、東大法学部の教職につかれなかった一因が、この邦

訳にあるらしいと推理したら、東大の性格をさらけ出したことになる。吉田茂の妹婿である中田薫も柳田国男も、邦訳出版には反対したにちがいないまいと想像できないだろうか。

1927年には、理論誌「マルクス主義」の初期の編集者であった西雅雄によって白揚社から『家族の起原』が刊行されている。それが、2年後の1929年には西雅雄の「不在中、友人の手によって」訂正され、岩波文庫から出版されたが、6年間に7刷15,000部が読まれたという。1920年代後半から1930年代にかけては、治安維持法のたすけをかりて、ファシズム化が進められるなかで、現実社会からの脱皮をねがうために、戦略の理論研究とともに、原始古代史研究も科学的な立場からおこなわれた。渡部義通『日本母系時代の研究』や山本琴子の論文もこのころのものであり、『家族の起原』にもとづく研究である。

さらに、西は1935年に再訂版を出したが、ソビエト版にしたがってエンゲルスの論文「新たに発見された集団婚の一例」と、ソビエト版にある人名索引を訳出して巻末にそえた。邦訳の歴史ではすばらしい前進である。西雅雄が、ソビエト版におけるルーダスの序文から次のような指摘をかりているのはみのがしてはならない。

それは、「クノー、カウツキー、カムプフマイヤー等の社会民主主義者はこの書におけるモルガン＝エンゲルスの見解が時代おくれとなり、科学研究の今日の立場から支持され得ないことを宣伝するに忙がしいが、事実はその正反対であって、彼らの見解はその大綱において微動だにせず、リヴァース、ミュラー、リヤー、コーラー、ヘルネス、シュルツ、ツルンワルド等の最近の民俗学者の結果は、寧ろモルガン＝エンゲルス説に近いものである」とかかれていることである。このように戦前には「時代おくれとなり……支持されえないという見解を宣伝するところが大いにあった」（マルクス没後100年を迎えた昨年に、おおいに実感したことである）。はたして、『家族の起原』が、民族学においても、国家論においても、時代おくれであるかどうか、わたしたちはまじめに判断しなければならない。

(注) 光永洋子氏は、大島清先生におたずねして、次のような1984年3月5日づけのお返事をいただかれました。大島先生のおゆるしをえてそれを引用させていただきます。

御手紙拝読いたしました。

王学文先生のエンゲルス『家族——』の日本訳については、詳しいことはわかりません。おそらく、当時改造社や五社連盟版のマル・エン全集刊行準備が進行中であり、河上先生のあっせんで、どなたかの訳稿の下訳をなさったのではないかと拙察されます。なお今後、判明したことがあればお知らせいたしましょう。王

先生には中国訳の「賃金・価格・利潤」「賃労働と資本」があります。これはいま記録に残っていますが、中国への帰国後訳したものでしょう。とりあえず右一筆まで。草々

(4)

敗戦後、内藤訳(れしな荘版の復刻、久保正幡・世良晃志郎の若干の修正による)が1947年に出され、1959年には、西改訳本が28刷にもなったほどに読まれた。しかし、1965年の戸原四郎訳(A本と略称)の出現はすばらしいものであった。それは、1971年の『マルクス・エンゲルス全集』第21巻におさめられている邦訳(B本と略称)とともに、戦前段階をのりこえているのである。

それというのも、この二つの訳本の底本はMEW(『マルクス・エンゲルス著作集』ドイツ語本)第21巻(1962)の『家族の起原』であるからである。この底本は、CMΘ(『マルクス・エンゲルス著作集』ロシア語本)第21巻(1961)の『家族の起原』にならって、(1)第1版と第4版との校訂がなされており、(2)くわしい編注がある。ただし、A本では、校訂は独自のものとされ、もとの編注は訳されておらず、みずからの訳注がある。それにしても、A本訳注はMEW編注をよんだうえでのものであり、しかも訳者がドイツ近代史専攻であるらしいので、それなりにすぐれた訳注であると評価しなければならない。

なお、MEW編注はCMΘ編注よりも数が少ない。この点ではCMΘ編注はあらためて紹介されてよいのである。そこでは、たとえば土着民の名称についても、すぐれた校訂がよまれる。

さらに、MEW第21巻には『家族の起原』第4版序文がある。したがってB本にもある。だが、CMΘ第21巻には第4版序文はない。CMΘ22巻にこの第4版序文があり、編注もある。このCMΘの編集のあり方にMEW、したがって邦訳の全集は追隨していないのである。

ざっとみて、MEW第21巻の『家族の起原』はこのようであるが、これを底本とするA本とB本の二つの邦訳書の内容があきらかになるのである。ただあえていえば、この二つの訳本には、底本もそうであるように、民族学の知識がとり入れられていないのである。

たとえばA本で、「親族制度」と邦訳され、B本で「親族体系」と邦訳されているものは、戦前からの訳語をうけいれたもので、その内容には考慮がはらわれてないといってもよいのである。この術語を、「親族名称体系」とははっきり訳出したのは布村一夫である。

1970年論文「『家族の起原』をめぐって—エンゲルス生誕150年記念—」では、術語「親族名称体系」をつくり出す研究の労作のあとがみられる。ドイツ語版、イギリス語訳、モ

スクワ版イギリス語訳、ロシア語訳本などから、『家族の起原』、『古代社会ノート』、『古代社会』、『親族名称諸体系』を対比させて、これまでの訳語について厳密な検討の結果、「いまのこの国の民族学—文化人類学の研究にあわせるとシステムを制度とするよりも体系と訳した方がよい。それで、『血族体系』、『姻族体系』、『親族体系』となるが、これだけではまだ十分ではない。たくさんの親族呼称のつかい方を体系づけたものであるの『親族呼称体系』あるいは『親族（呼称）体系』としなければならないが、文字をもたない原始人だけを対象とするのではなく、文字でしめされる場合も考えて、『親族名称体系』と訳した方がよいようである」とのべられる。この訳語をとれば、第1に、モルガンの1871年の著書は、『人類の血族と姻族の名称諸体系』と邦訳されるのであって、この本の内容が明確になる。第2に、「新たに発見された集団婚の一例」での「ヴェネンヌングスヴァイゼ」は「親族名称法」と訳すべきである。そして、この「親族名称法」と「親族名称体系」とのちがいははっきりとうけとられるのである。

あらためて専門的立場からの訳語のむずかしさを知るが、このように訳語がさがし出されてその意味がはっきりになると、A本もB本も意味がわからずに、たんに邦訳しただけであるということになりかねない。民族学の知識なしの邦訳はもはや前進をもたらさない。

このようにして、1970年論文は、この国の『家族の起原』の邦訳の歴史に、一つの画期点をあたえるのである。いいかえると、布村のモルガン研究によってえられた民族学の知識が、『家族の起原』の理解に大きく役立っているのである。モルガン民族学の理解なしには、『家族の起原』はよめないのである。エンゲルスの死後、とくに20世紀になってからのモルガン学説の訂補をしらずには、いわゆる論語よみの論語しらずにおわるだけである。

さらにまた、訳語のまちがいが、『家族の起原』における唯物論的—一元論の基本的立場をゆるがせることにもなる。1950年代から1970年代にかけて、主として1部の法律学者たちのあいだにおいて一元論をめぐる論争が展開された。ここにもおおよそ20の論文を収録したが、この解釈のちがいによって長い間の論争になったのである。布村は、『家族の起原』の正しい理解のために、歪曲の根元をさぐりあてるためにも、6年後に、マルクスの『古代社会ノート』をクレイダー編によって再び訳出した。これによって、1962年の合同出版社刊（ロシア語訳からの重訳）をみずから葬ったのである。そのようなきびしい学問的態度によって、「二つの生産」をめぐる論争に新しい視点で決着をつける論文が、『家族の起原』100年記念の一つの大きな成果としてせつにまたれるのである。

(5)

これまで〔A〕邦訳書目録にかんれんしてのべてきたことは、〔B〕研究文献目録について



もいえるのであるが、1970年以前の諸論文を一応おおまかにわけてみると、(1)先にのべた第1版序文をめぐる論争に関する(二つの生産をめぐる)諸論文、(2)たんなる教条的解説、(3)反モルガンのもの——民族学あるいは文化人類学の領域で、モルガン=エンゲルス学説を古くさいものとするもの(また日本の「型紙」にならないというものもふくむ)、(4)国家発生をめぐるの解説、(5)民族学に依存しての系統的研究、にわけられる。

(1)についてはさきにとりあげた。(4)については、日本史での国家発生が類推的にのべられるために引用されるものであり、日本の原始時代におけるゲンスの諸制度の存在を証明していないのである。この存在という前提なしに、『家族の起原』を引用したり、『諸形態』をまねたりするものは、もはや歴史研究者の名にあたいしない。このようにして、(5)の研究が意味をもつのである。モルガン・エンゲルス学説がふるくさいというものたちは、なんの証明もなく、独断的である。

さて、(5)にふくまれるのは布村の諸論文である。戦前からの『諸形態』の勉強のうえにたつて、1962年には老マルクスによる『古代社会ノート』を訳出した。『家族の起原』を民族学の立場から正しく読みとるという新しい段階がはっきりとしるしづけられるのは、1970年論文『「家族の起原」をめぐる—エンゲルス生誕150年記念—』である。この研究は、(2)の論文を拵きこんでしまうものであり、(3)の反モルガン学派にたいするきびしい批判でもある。モルガン著作をよまずにモルガン批判をするものたちは、布村の具体的な例証による反批判にこたえることはできないのである。

「後世まで価値ある著作として残るのは、『古代社会』よりもむしろ『諸体系』だ」(「モルガン古代社会の内幕」(1964)、『著作集』第1巻所収)とする馬淵東一の評価にたいして、布村は、『古代社会』(1877)をかいたモルガンが、ヨーロッパ旅行によってあきらかなように、「単なる進化論者でなく」なっており、彼の「パリ・コンミュン観をみのがしてはならない」とする。もっと具体的には、『名称諸体系』1871年におけるモルガンが、まだ「無階級社会での氏族制度の普遍的存在」を解いていなかったが、『古代社会』1877年では、「ギリシャ・ローマの原始においても存在することを発見した」という「モルガンの進展」をエンゲルス(『家族の起原』)はみとおして正しく指摘しているのである。これを馬淵はよみとっていない。しかも、1978年の対談(「民族・社会・歴史」、『思想』誌651所収)における馬淵は、モルガンが『古代社会』までの6年間に「バッハオーフェンなどで代表されるヨーロッパ学界の動向から影響を受け」て、「19世紀後半的なヨーロッパかぶれ」をしたのだと、さらにまたモルガン説が日本に導入されるとき、「エンゲルス流に着色され」としていると、まったく奇怪な批判をするのである。

反モルガンの立場にたつフランスのE・テリー(宮本隆訳「モルガン・エンゲルスと

現代人類学」も、「その点では彼をどれほど賞讃したとしてもしすぎではあるまい」と、レヴィ=ストロースの「社会構造研究の偉大な先駆者の1人であるばかりでなく、社会人類学の創始の1人である」という見解を冒頭にかけて、モルガン『名称諸体系』にたいする最大の評価をする。しかし、テリーは、モルガンが『古代社会』によって「背徳的な進化論に組してしまった」とみる。訳者の宮本は、「テリーは、モルガン再発掘の基軸をはずさず、構造主義の共通基盤である共時的認識構図にモルガンを包みこみつつ、マルクス・エンゲルスのモルガン把握に疑義を呈する」と、テリーの立場をあきらかにしている。だが、モルガンを学んだレヴィ=ストロースは、たくみに反モルガンを展開できるのであるが、「その反モルガンがひとえにモルガン学説に味方するものになっている」（布村一夫『『古代社会』100年』、「未来」1977年）ことは皮肉である。

こうした反進化主義的な学問の潮流のなかにあって、さきの1970年論文の意義は大きい。これまでの文化人類学によるロウイの「母・叔母類別」の4つの型と、マードックの「姉妹・従姉妹類別」の6つの型を学び、さらに、H・E・ドライヴァーやラドクリフ・ブラウンによるクロー式（あるいはチョクタ・ターミノロジー）とオマハ式の研究をとりあげられる。それにより、イロクォイ・セネカ部族では、二方的交叉いとは婚が必然的であるのに、クロー式やオマハ式ではこれがゆるされないという点によって、イロクォイ・セネカ部族でゆるされる二方的交叉いとは婚を拒否するために、クロー・オマハ式にうつったともみられる。

父系出自をもっているオマハ部族の、オマハ式類別的親族名称体系は、クロー式と逆の関係になっている。これが、「日本の古代にみられる」とされるが、このときすでに、同人の日本古代史研究がすすめられていたのであり、民族学をとり入れて、日本の原始を復元する研究が、その2年後に、『日本神話学—神がみの結婚—』（麦書房）として出版されたのである。ここでは、クニツカミ、アマツカミを2つの半族とする「二分組織」をよみとり、さらに異世代婚が古代日本に存在していたとされるのである。

さて、『古代社会ノート』を再び訳出した（1976）理由は、L・クレーダーによって解説、編集された『マルクス民族学ノート』のなかにあるオリジナル・テキストであるからである（東ドイツではこのオリジナル・テキストは刊行されていない）。だが、それとともに、「1964年ごろから国際的規模ではじまるアジア的生産様式論争の復活は『古代社会ノート』の復活である」として、マルクスの民族学を正しく理解することなしには、アジア的生産様式を理解することはできないという見解にもとづくものである。

ようするに、『古代社会ノート』が「エンゲルスの『家族の起原』の執筆をみちびき出し、彼をふるいたたせたことがたしかめられた」のであって、モルガン（『名称諸体系』）

→モルガン（『古代社会』）→マルクス（『古代社会ノート』）→エンゲルス（『家族の起原』）という連続する1つの線をえがくことができるのである。

さらに、『家族の起原』理解のためには、『古代社会ノート』だけでなく、『マルクス民族学ノート』（ラボック、メーン、モルガンなどからの摘要をふくむ）を読まねばならないが、それらについても研究がある。ラボックの『『文明の起原ノート』について』（『原始古代社会研究』5所収、1977年）もその一つである。宮本も、「マルクスの民族学ノート」にふれつつ、みずからもL・クレイダー編のオリジナル・テキストを入手して、「マルクスの晩年の諸研究ノートが網羅されたこの書によってわれわれの予備的作業は、一層進展する」とのべられる。

また、エンゲルスが独自に研究した「ドイツ古代史」—民族移動までのゲルマニー族、「フランク時代」—9世紀までのゲルマニー族の記述に注目すべきで、これらが、『古代社会』や『古代社会ノート』をこえてすすみでている」と評価される。

1980年の著作『原始共同体研究—マルクス・エンゲルスとL・Hモルガン—』（未来社）には、これまで紹介した論文をふくめて、1950年から1977年までの18本の論文が収録されている。しかし、あとがきをかねた「ソビエトにおけるモルガン」（1980）によって、「ソヴェト民族学のすばらしい達成」を知ることができる。「大ソヴェト百科事典」第16巻、1974年のなかで、A・ペルツは「現代の民族学および考古学の諸資料は、モルガンの遺産のなかには再検討を必要とする……血族家族およびプナルア家族の復元はまちがっているとみられており、父系氏族の普遍性は論争的であり、モルガンの時代区分はいちじるしく古くさくなり、今では完全なものとおきかえられている」とかいている。「だが、モルガン学説のすべての基本的命題、とくに母系氏族の普遍性および集団婚の原初性についての命題は、新たに蓄積された多くの諸事実によって確認され、そしてマルクス主義科学によって発展しつづけている」（『ソヴェト歴史百科事典』1966年）と紹介される。これらをよくとっている『原始共同体研究』の諸論文は、すでに「マライ式親族名称体系に対する批判」、「プナルア婚・プナルア家族批判」というモルガン訂正をしながら、なおモルガン学説を追求するものである。日本におけるモルガン学者としてソヴェト段階にそびえているとみるべきであろうし、西がわの研究水準も十分にくみとられているのである。1883年の『共同体の人類史像』（長崎出版）は、5つの論文によってなるが、とくにゲンス（氏族）をめぐるのニーブールの見解にたいしてのくわしい検討は注目にあたいするものである。ここでは、巨視的にみての人類史の構想「ゲマインヴェーゼン→疎外されたゲマインヴェーゼン→ゲマインヴェーゼンの復活」の発展図式をみるのであり、「未来学入門」とも目されて若き学徒をみちびくのである。

## (6)

さて、国際婦人年に創刊号を出したわたしたちの「女性史研究」誌は、第3集にバッハオーフェンの『母権論』序説をのせた。さらに、井上五郎によって、「『母権論』総目次」、『母権論』本文の訳出が進められているが、原始の母権を正しく知るために一日も早い訳出を希うのである。母権の内容が、原典の邦訳によって、すこしずつでもあきらかにされてきたことは、わたしたちのよろこびである。

しかし、この名著の邦訳も、これまでのモルガン・マルクス・エンゲルス研究を学ばなければ理解することはできない。ただ、研究のあとをたどることさえ至難のわざであるが、それを学びとることが学問の常道であるとすれば、やはり学びこえる努力をつづけねばならないのである。「原始共同体の母権的自由・平等な人間関係→階級社会の父権的不平等な人間関係」から、未来における自由・平等・友愛の母権社会を復活するために、すばらしい人間愛を育みつつ、「ユートピア」のまちがった評価を返上するためにも、『古代社会』→『古代社会ノート』→『家族の起原』をより深く追求すべきであろう。そして、日本の歴史、とくに女性史や婚姻史の研究のための「みちびきの糸」としなくてはならない。さいごに、「唯物論的方法というものは、歴史的研究をするさいに、それが導きの糸としてではなく、史実をぐあいよく裁断するためのできあいの型紙として取り扱われると、その反対物に転化する」とのエンゲルスのエルンストへの手紙のなかでの言葉を銘記してむすびとする。（尊称をはぶいたことをおわびいたします。）

## 『女性史研究』第16集 特集・女たちの近代

## 民権期の女たち

福田英子をめぐって	こうやま かえ	1
女のいたみをわすれるなかれ		
女性史をめぐる論議・文献目録	編・石原 通子	2
明治民法のかなしみ		
婚姻契約をうけいれなかった	伴 栄子	8
平民新聞の女		
中尾ユキエ（田添鉄二の妻）履歴書	所蔵・活水学院 光永 洋子	12
「女人芸術」誌をよむ		
(1) 高群逸枝の逸脱	林 葉子	18
三瓶孝子論 I		
主著『日本綿業発達史』をかくまで	中山 そみ	26

# この本を改訳したい

## 『家族の起原』注解



監修・布村 一夫  
家族史研究会

### ことわりがき

- (1) これは、『家族、私有財産および国家の起原』（『家族の起原』と略称）のなかの民族学部分にたいする個別的な注解である。
- (2) ここでのA本は、戸原四郎訳『家族・私有財産・国家の起原』（1965年、岩波文庫）であり、その底本は、おもに東ドイツのディーツ社の「マルクス・レーニン主義叢書」第11巻に収録されている第6版、1953年であるとされているが、MEWすなわち『マルクス・エンゲルス著作集』第21巻（1962年）に所収のものを、「第4版序文」と付録論文については第22巻（1963年）を、あわせもちいられているとされている。  
B本は、村田陽一訳「家族、私有財産および国家の起原——ルイス・H・モーガンの研究に関連して——」（『マルクス＝エンゲルス全集』第21巻所収、1971年、大月書店）である。底本は、MEWすなわち『マルクス・エンゲルス著作集』第21巻（1961年）である。
- (3) 注解個所の訳文は、かならずしもA本またはB本のままではない。底本にあわせて改訳されている。
- (4) なお、モーガンという表記に統一した。だが、マルクスとしたり、ニーブーアと表記したりはしていない。

以下の諸章は、ある程度までは遺言の執行である。ほかでもないカール・マルクスこそが、彼の——ある限度のなかではわれわれのと私はいってもよい——唯物論的な歴史研究の諸成果とむすびつけて、モーガンの研究の諸結果を記述し、これによって諸結果の全意義を明らかにしようとしていたのである。（A本9頁、B本27頁）

疎外されない労働がおこなわれているゲマインシャフトの具体物をモーガン『古代

社会』のなかにみいだしたマルクスは、<sup>ゲンヌ</sup>氏族、<sup>フクトリー</sup>胞族、<sup>トライブ</sup>部族という社会組織について関心をよせた。彼は『古代社会』を抄録し、評注をくわえてつくった『モルガン古代社会摘要』、つまり『古代社会ノート』とよんでもよい抜粋を作るのである。この『古代社会ノート』がマルクスの死後に残されているのを知ったエンゲルスがあらためて『古代社会』を買いもとめて読み、『家族の起原』を書くのである。これがマルクスの遺言を執行し、ということである。1884年3月24日のK・カウツキーへの手紙に「本来この仕事は彼に対しても僕のせねばならないことなのだ、また僕は彼のノートから取入れることができる」と書き送っている。この「ノート」が『古代社会ノート』のことである。

「私がおちあわせている彼の詳細なモーガンからの抜粋」（A本9頁、B本27頁）と「抜粋」とされているのも『古代社会ノート』のことである。エンゲルスによって1881～82年に書かれた手稿「ドイツの古代史によせて」と、その続篇的な手稿「フランク時代」とは、『家族の起原』第7、第8章の基礎となっている。この『古代社会ノート』は、L・クレーダーによってはじめて発表されたが、これからの布村一夫訳『古代社会ノート』は、1976年第1刷が、さらに1977年第2刷が出されている。（寺本千里）

（原注）『古代社会。野蛮から未開をへて文明にいたる人類進歩の経路にかんする研究』ルイス・H・モーガン著、ロンドン、マクミラン社、1877年。本書はアメリカで印刷され、ロンドンでは奇妙ほど入手しにくい。その著者は2、3年まえに亡くなった。

（A本9頁、B本27頁）

『古代社会』は、1877年4月にアメリカのホルト会社とロンドンのマクミラン会社から刊行されたのであるが、カール・カウツキーへの手紙でこのことをかいている。ルイス・H・モーガンは、この出版の費用として850ドルを前貸した。モーガンは、1818年11月21日に生まれ、1881年12月17日に死去した。（川上秀子）

唯物論的な見解によると、歴史を究極において規定する要因は、直接の生命の生産と再生産とである。しかし、これは、それじたい、さらに二種類のものである。（A本9～10頁、B本27頁）

この個所の原文を、故意によみまちがえて、エンゲルスを批難した或るドイツ人

に、多くの日本人は追随した。これは二元論ではなくて、正統的な一元論である。

(辻 照子)

彼の著書は1日にしてなったのではない。約40年にわたって、彼はその素材と取り組み、ついにそれを完全にものにしたのである。(A本11頁, B本28頁)

1847年に「アメリカン・レビュー」誌に「イロクォイ族についての諸手紙」を発表してから、1877年の『古代社会』の刊行まで30年あまりの研究生活の成果であった。くわしくは、「モルガン年譜」(布村一夫『原始共同体研究』におさめられている)をみよ。

(川上秀子)

さらに私はこの序文の後段で、バッハオーフェンからモーガンまでの家族史の発展について簡単な概観を与えることにする。(A本12頁, B本476頁)

ヨハン・ヤコブ・バッハオーフェンは、スイスのバーゼルで、裕福な絹織物製造業者の父ヨハン・ヤコブ・バッハオーフェン・メリアンと母ヴァレリア・メリアンの4番目の子として、1815年12月22日に生まれ、1887年11月25日に脳卒中で亡くなった。1人の姉と2人の兄がある。1865年に20才年下のルイゼ・エリザベートと結婚し、翌1866年に1人息子ヨハン・ヤコブ・バッハオーフェンが生まれた。バッハオーフェンは1834年よりバーゼル大学、ベルリン大学、ゲッティンゲン大学で学び、1839年にゲッティンゲン大学で法学博士の学位を取得した。学位取得後のフランスとイギリスへの遊学は彼の研究の方向をきめ、全古代思想および古代生活の宗教的基礎についての研究は彼の生涯の研究となった。1841年よりバーゼル大学のローマ法の教授となったが、2年で退職し、1845年より20年のあいだ控訴院判事の地位にあった。バッハオーフェンの著書には『ローマ史』第1巻(1851年恩師フランツ・ゲルラッハとの共著)、『自叙伝』(1854年)、『古代墳墓象徴の研究』(1859年)、『母権。宗教的および法律的性質からみた古代世界のギュナイコクラティーについての研究』(1861年)、『リュキア民族と古代の展開にたいするその意義』(1862年)、『古代宗教における熊』(1863年)、『古代世界の墳墓記念物における不死についてのオルフェウス教の教義』(1867年)、『タナキル伝説・ローマとイタリアにおけるオリエンタリズムスについての研究』(1870年)、『古代書簡』第1巻(1881年)、『古代書簡』第2巻(1886年)などがある。これらは『バッハオーフェン全集』

におさめられている。邦訳文献については「女性史研究」誌第6集の石原通子氏「バッハオーフェンの邦訳文献について」をみよ。  
(光永洋子)

60年代初めまで、家族の歴史などは問題にもなりえない。歴史学は、この領域ではなお完全にモーセの五書の影響下にあった。(A本13頁, B本477頁)

旧約聖書は律法・予言・諸書の3部分よりなる。その第1の部分となす律法は、5巻の書より成るために、「五書」とも呼ばれる。モーセの律法、あるいはモーセ五書と伝えられたように、創世記、出エジプト記、レビ記、民数記、申命記はモーセが著者と長く信じられて来たが、今日では学問的に信じ難い。モーセよりも後の時代を示す所がしばしばあり、重複、矛盾、相違の記事、用語などもあり、1人の作とは考えられない。今日まで結論の要点は、「五書」は4箇の資料より成っているとの説である。

モーセはBC1300年ごろ、エジプトで奴隷の境遇にあったイスラエル人を統率してエジプトを脱出させ、約束の国カナンに導き、その民族大移動の旅の途中、その後ヤハウェ宗教の基礎となった律法の核、「十戒」の啓示を受けて、宗教的国家イスラエルの基を築いたイスラエルの民族的、宗教的指導者である。(瀬上弘子)

そしてE・B・タイラーの『人類古代史などなどの研究』(1865年)においてさえ、それらはたんなる「奇習」として、燃え木に鉄器で触れてはならないというような、いくつかの野蛮人のもとでみられる禁忌や、それに類した宗教的愚行と並べられていたのである。(A本14頁, B本477頁)

エドワード・バーネット・タイラーは、1832年10月2日に、自由で裕福なクエーカー派教徒の家庭の子として、ロンドンに生まれた。メキシコに旅行をして『アナワク。古代と現代のメキシコとメキシコ人』(1861年)をかき、その後『人類古代史と文明発展の研究』(1865年)、『原始文化・神話・哲学・宗教・芸術そして慣習の発達に関する研究』2巻(1871年)、『人類学：人類と文明の研究のための入門』(1881年)を刊行した。1883年にはオクスフォード大学の博物館長に就任し、84年からは同大学の講師となり、1896年から1909年まで、オクスフォード大学の人類学初代の教授となった。1917年1月2日にウエリントンで84才3ヶ月の生涯をとじた。

タイラーが『人類古代史などなどの研究』をかいたころは、「一定のかなり大きな



集団の内部で通婚が禁止されていること、そしてこの慣習が世界各地に見出されること」(A本13頁)は「たんなる『奇習』とみられていた。それは「奇習」ではなくてゲンス(氏族)の族外婚であった。これについてはエンゲルスは、マクレナンとモーガンが研究したことについてのべている。晩年のタイラーは、残存によって過去を復元するという残存法にもとづいて、双方的交叉いとこ婚、二分組織についてのべている。

(林 葉子)

家族史は、1861年、バッハオーフェンの『母権論』の刊行をもってはじまる。(A本14頁, B本478頁)

『母権論』, 正しくは『母権。宗教的および法律的性質からみた古代世界のギュナイコクラティーについての研究』であるが、1861年にシュトゥットガルトで出版された。家族の歴史など問題にもならなかった時代に、バッハオーフェンは古典古代の文献や遺物などによって母権の存在を証明した。エンゲルスは第1版では『母権論』の3つの功績をのべているが、第4版序文でのバッハオーフェンの4つの主張を本文で4つの功績としてのべている。第2の功績のあと「もっぱら母方による出自の承認と、時がたつにつれてそこから生じた相続関係を彼は母権という名称でよんでいる。」と記している。

(光永洋子)

その結果、女には、若い世代の確実に知りうる唯一の親である母として、高い尊敬と信望がはられ、バッハオーフェンの考えによると、これは完全なギュナイコクラティーにまで高められた。(A本14頁, B本478頁)

エンゲルスが、バッハオーフェンの第三の功績としてみとめたギュナイコクラティーは、イギリス語ではギニコクラシーである。これを女性支配とか女人統治とか邦訳されている。モーガンは母権氏族のなかにうまれたいくつかの世帯のなかでの女の管理であるとせまく理解し、エム・コスヴェンは家母長制(母権)のもとでの女の政治的な特権であるとした。エンゲルスによると、共同世帯が女人優位の物的基礎であるが、これは権力的なものでも支配的なものでもない。あえて邦訳するなら、女主義とか女人管理としたらという人もいる。

(光永洋子)

この新しい、しかし決定的に正しい『オレスティア』解釈は、この本全体をつうじてもっとも見事な、もっともよい箇所の一つである。(A本16頁, B本 479 頁)

アイスキュロス(前525~456年)の戯曲『オレスティア』に、パッサオーフェンは、ギリシアの英雄時代に父権によって母権がてんぷくさせられた事実の一つを見いだした。『オレスティア』は「アガ멤ノーン」、「供養する女たち」、「慈みの女神たち」の三部よりなっている。ホメーロスの『オデュッセイア』第3書では、オレステスがアイギストスを殺して父の怨みをはらしたことをのべているが、母を殺したことは記されていない。  
(光永洋子)

マクレナンは、『原始婚姻論』の新版(『古代史研究』, 1876年所収)で自説を弁護した。(A本23頁, B本 225 頁)

未発達な諸民族には一定の集団が存在し、その内部での婚姻が禁止されていたので、男たちはその妻たちを、女たちはその夫たちを、この集団の外部に求めざるをえなかったが、また別の諸民族では一定の集団の男たちは自分じしんの集団のなかでだけ求めなければならぬという慣習があった。それでマクレナンは族外婚「部族」と族内婚「部族」との対立をみいだした。原始の出自が母系的であることを認める。これに対してモーガンは『古代社会』(1877年)で族外婚と族内婚は対立をなすものでなく、部族は、いくつかの母方の血縁による集団すなわち氏族に分かれ、氏族は厳格に族外婚であったが、諸氏族ぜんたいを包括する部族は、族内婚であることをみいだした。母権によって組織されたアメリカ・インディアンの氏族が原始形態であって、のちの父権による氏族、すなわち古典古代の諸民族に見出されるような氏族はそこから発展してきたものであるとした。

ジョン・ファーガソン・マクレナン(1827~1881年)は、イギリス(スコットランド)の法学者、社会学者。インバーネスに生まれ、ジョン・マクレナンとその夫人ジェシー・ロスの息子。ケンブリッジ大学卒業。1874年アバディーン大学で法学博士号を受ける。彼は2度結婚している。『原始婚姻論, 略奪婚形式の起原の研究』(1865年)。この本をふくんでいる新版の『古代史研究』(1876年)で自説を擁護した。モーガンは『古代社会』第3篇第6章のさいごの特別の注「J・F・マクレナン氏著『原始結婚』」で、このマクレナン説を批判している。マクレナンの弟によって編集され、故ジョン・ファーガソン・マクレナンの論文を基にして「父系説」ロンドンが1885年に出版される。弟のデビット・マクレナンの注のついた『古代史

研究』の再版が1886年ロンドンで刊行されたが、『家族の起原』第4版でエンゲルスが引用した『古代史研究』はこの再版のようである。 (田中美智子)

『古代社会』は原語版では絶版になっている。(A本26頁, B本486頁)

『古代社会』は1875年に完成、1877年春にニューヨークで、ヘンリー・ホルトによって出版された。その後ホルト社から1878年第2刷が、1907年に第3刷が出されている(ホルト版)。またホルト版と同時に1877年ロンドンのマックミラン社からも刊行されている(マックミラン版)。このホルト版第1, 第2刷とマックミラン版をあわせて1000部以上が印刷されたとみられる。それは1880年3月4日づけのフェイスンあてのモーガンの手紙のなかで『古代社会』が1000部うれたこと、ヘンリー・ホルトに前貸した出版費用850ドルがもどっていないとしらせていることでわかる。とするとエンゲルスがこの『家族の起原』第4版の序文を書いた1891年に「原語版では絶版になっている」というのはあきらかにまちがいである。ただし出回っておらず入手しにくいというのは事実であろう。それは『家族の起原』第1版を書く際にも同じ事情だったとみえて、カウツキーへの1884年3月24日の手紙のなかで「モーガンの本はアメリカに注文するのが1番良い。イギリス向けにマックミラン商会で刷られた僅かばかりの分は買占められたか或いは売切れたらしい——僕はひどく骨をおって骨薫探的に僕の分を手に入れた。アメリカの発行所は知らない。僕のは13シリング4ペンスだった」と書いていることでわかる。エンゲルスの『家族の起原』もマルクスの『古代社会ノート』もマックミラン版『古代社会』を使って書いている。ただし、マルクスが最初に『古代社会』を読んだのは、エム・コヴァレフスキーがアメリカからもちかえったホルト版(1878年)であるとみられるが、たしかでない。(寺本千里)

そしていまなお本屋に出回っているこの画期的な著作の唯一の版は——ドイツ語訳である。(A本26頁, B本486頁)

これはB・K・アイヒホーフとK・カウツキーによるドイツ語訳『古代社会』1891年のことである。(寺本千里)

モーガンは度をこして、文明を、商品生産の社会を、われわれの今日の社会の基礎形態を、フーリエを想起させるような仕方では批判したばかりか、この社会のきたるべき変革について、カール・マルクスでもがいいような言葉でもって語ったのである。(A本27頁, B本487頁)

これは第4版序文にかかれたのであるが、モーガンが『古代社会』のなかで文明にたいする判決(A本236頁, B本176頁)をのべているのを、「フーリエを想起させるような」と表現した。

フーリエ・フランソア・マリ・シャルル(1772~1837年)は東フランスのブザンソンで生まれ、9才で父を失う。フランス革命で相続財産も失った青年フーリエは、フランスの諸都市で商店の手代として働きつつユートピア社会主義者としての道を歩んだ。『四運動の理論』1808年及び『家庭的農業組合論』1822年をかき、理想社会建設のためパリに出て資金援助者を求めたが得られなかった。1826年再びパリに出たが資金を使い果し、アメリカの商会に雇われながらも理想の実現に努力したが、ゆめ破れ貧窮のうちに65才で歿した。前述のほか『組合概論』1821年、『産業的組合的新世界』1829年、『普遍的統一論』1841年などがある。(小柴雅子)

またジュネーヴのジロー・トゥーロン教授が1884年になってもモーガンについてのこの意見を確認しているのも、自然のなりゆきであった。このジロー・トゥーロン氏こそ、1874年には『家族の起原』でまだマクレナンの族外婚の迷宮をよるべもなくよろめき回り、モーガンにようやくそこから助けだしてもらわなければならなかったのである!

(A本27頁, B本487頁)

1884年刊のジロー・トゥーロンの新著『婚姻と家族の起原』をよんだエンゲルスは、旧著『家族の起原』と比較するために、1891年5月29日づけのポール・ラファルグへの手紙で調査を依頼している。エンゲルスのこの1節はおもいつきではない。(卯野木盈二)

(原注) 1888年9月、ニューヨークからの帰り道に……モーガンはロチェスターで私人として生活し、もっぱら自分の研究に没頭していた。彼の兄は陸軍大佐であり、ワシントンで陸軍省に勤めていた。この兄の世話で、彼は政府をして自分の研究に関心をいだかせ自分の著作のいくつかを官費で出版させることができた。(A本28頁, B本488頁)

これは、第4版序文のさいごに書かれていることであるが、このときにモーガンがインディアンの間で生活したのではないことを知ったらしい。1881年のさいごの著作『アメリカ土着民の家屋と家庭生活』だけが官費で出版された。（川上秀子）

オーストラリア族や多くのポリネシア族は、今日でもなおこの野蛮の中段にある。（A本33頁，B本30頁）

ポリネシア族とくにハワイ族は、モーガンのころには、すでに「文明」時期にあった。オーストラリア族は「未開」の時期にあった。（桑原敬子）

ニュー・メキシコのいわゆるプエブロのインディアン，メキシコ族，中央アメリカ族，ペルー族は，征服された当時，未開の中段にあった。（A本35頁，B本31～32頁）

モーガンは，労働の様式や生産の具体的な一定の成果および進歩を指標に，文化の発展段階を，野蛮・未開・文明の三つに区切り，さらにおのおのの段階を，下段・中段・上段に区分している。スペイン人がメキシコやペルーへ侵略した当時，アドーベか石でつくった城塞式の家に住み，人工灌漑をほどこした園圃に，とうもろこしのほか地勢・気候に応じて種々異なる食用植物を栽培し，さらにメキシコ人は七面鳥やその他の鳥類を，ペルー人はラマを馴致しており，そのうえ，鉄を例外にして金属の加工を知っていた段階にあったので，未開の中段と規定した。またその社会組織については，バンクロフトの著作『北アメリカ太平洋沿岸諸州の土着諸人種』にみられる見解を批判した。モーガンはアステカ社会を，「モンテスマは部族首長であって君主ではなく，またアステカ族のもとでは氏族制度が存続していた」と、『モンテスマの正餐』のなかで論争的にのべている。ようするにモーガンは部族連合体を見出したのである。しかし、『マルクス＝エンゲルス全集』第24巻の「インカ国」についての注解では，「原始社会の遺制を多分にそなえた奴隷保有者国家，社会的・経済的基礎は，土地や家畜を共有していた氏族または農民共同体（Aylla）だった」とある。この農民共同体は，氏族的集団で内婚的であるとされたり，村落共同体の特徴的な形態であるとされたりしているものである。科学アカデミー版『世界史』にも，メキシコのアステカ族の社会もまた，16世紀のスペイン人による征服のまえには，階級社会であり，原始共同体の遺制が多く残っていたとのべている。バンクロフトを批判したモーガンが，逆に批判されたのである。（緒方 都）

モーガンは、いまでもなおニューヨーク州に定住しているイロクォイ族のあいだで、その生涯の大部分をおくり、彼らの部族の一つ（セネカ部族）に養子として迎えられたが、彼らのあいだに、その現実の家族関係とは矛盾する親族名称体系がおこなわれていることを見出した。（A本39頁、B本34頁）

1846年10月31日にモーガンは、イロクォイ・セネカ部族の第二胞族である鹿胞族にぞくする鷹氏族に養子として迎えられ、この養取によって、いわば名誉部族員の待遇をえたことになるのであるが、まちがってイロクォイ族のあいだで住んでいたとされた。第4版序文のさいごの原注で、これを修正している。（川上秀子）

サンドウィッチ諸島（ハワイ）で今世紀の前半になお存在していた家族形態は、アメリカ式・古代インド式名称体系が要求するものとまさに同様の、父母、兄弟姉妹、息子娘、おじおば、甥姪をあたえていた。（A本40～41頁、B本35～36頁）

モーガンのトゥラン式類別制親族名称体系を古代インド式と、ガノワン式類別制親族名称体系をアメリカ式と、エンゲルスは命名した。この命名はいまの民族学界ではつかわれていない。今世紀というのは19世紀のことであるが、20世紀はじめのイギリスの社会人類学者リヴァーズによるマライ式類別制親族名称体系の批判をよまねばならない。ハワイに存在した家族形態というのは、モーガンによるとプナルア家族のことである。いまではプナルア家族は存在しなかったとされており、想定されるプナルア家族とトゥラン・ガノワン式とが対応するともされていない。

（富山孝子）

他方でハワイ式親族名称体系は、それよりもさらに本源的な家族形態をわれわれにさし示すのである。（A本41頁、B本36頁）

ハワイ式というのは、モーガンによるとマライ式類別制親族名称体系のことである。これがトゥラン・ガノワン式類別制親族名称体系よりも古いものではないと訂正したのがリヴァーズである。したがって「血族婚家族」を想定する必要はない。

（渡辺和子）

バッハオーフェンが、自分で発見した、というよりむしろ推測した事柄を、いかに理解

していなかったかは、彼がこの原始状態をヘテリスムスとよんだことによって証明される。(A本43頁, B本37頁)

原始の無拘束の性交を、バッハオーフェンは『母権論』のなかでヘテリスムス(イギリス語でヒティーズム)と名づけた。これは一夫一妻婚のまえにある婚姻の諸形態をふくむ漠然としたものであるが、これを「娼婦制」と邦訳するのはこのましくない。モーガンはヘテリスムスを未婚または一夫一妻婚の男が未婚の女ともつ婚姻外の交渉であるとしたが、エンゲルスもこの見解をとっている。バッハオーフェンは『古代書簡』第1巻(1880年)で、ヘテリスムスをプロミスキティート(イギリス語ではプロミスキティー)とあらためたが、モーガンのいうプロミスキティーは集団婚のまえにある婚姻をさして、「乱婚」と邦訳されている。(光永洋子)

またウェスターマーク(『人類婚姻史』 ロンドン1891年)が最近提起した類人猿単婚説も、なお証明にはほど遠いものがある。(A本45頁, B本35頁)

この『人類婚姻史』の初版本は、『家族の起原』第4版が出版された1891年に出版されたばかりであった。ウェスターマークは、1887年から婚姻史の研究に着手し、4年の歳月をかけて大英博物館の図書館で資料を蒐集し、この本を世に出した。その後30年間も研究を続け、1921年に3巻本に増補して第5版を出した。この本の邦訳には、1896年『婚姻進化論』藤井宇平(哲学書院)、1921年『人間結婚史』島村民蔵(天祐社)、1939年『人間と結婚』(1940年『人間結婚史』と改題)原田東吾(大東出版)がある。1926年に出版された『婚姻小史』(『人類婚姻史』第5版の抜粋版)の邦訳に、1930年『人間結婚史』吉岡永美(啓明社)、1956年『人間の結婚の歴史』中村正雄(創文社)、1967年『人類婚姻史』江守五夫(社会思想社)がある。エドワード・アレキサンダー・ウェスターマーク(1862~1939年)は、フィンランドのヘルシングフォース(現ヘルシンキ)で生まれた。ヘルシンキの大学で社会学講師(1890~1906年)、道徳哲学教授(1906~1918年)、オーボアカデミーで哲学教授(1918~1930年)、フィンランドのタルク大学で哲学教授(1930~1935年)をつとめた。1890~1930年には、ロンドン大学教授も兼務した。原始時代から人類は一夫一妻婚であったという彼の立場では、たとえばソロレート婚やレヴィレート婚は説明できない。集団婚→一夫一妻婚と発展するとみるのが正しい。(三島路乃)

ゲンスの制度は、きわめて大多数のばあい、プナルア家族から直接に発生したようである。(A本56頁, B本47頁)

第1版では「発生した」とある。オーストラリアの婚姻階級制度の研究にあわせて、またトゥラン・ガノワン式類別制親族名称体系が2分組織と双方的交叉いとこ婚とに対応していることとにつないで、ホルドから2分組織をもっているトライブがうまれているとかがえられる。これは乱婚から集団婚への移行であり、1トライブ=1ゲンス+1ゲンスの2分組織であって、ゲンスは族外婚的、トライブは族内婚的である。「プナルア家族」を想定する必要はない。(高木富代子)

『氏族の制度はきわめて大多数のばあいプナルア家族から直接発生したようである。なるほどオーストラリアの階級制度も、その1つの出発点をあたえるものである。オーストラリア族には氏族はあるがプナルア家族はまだなくて、もっとも粗野な集団婚の一形態がある。』(A本56頁, B本47頁)

これは第1版で「プナルア家族はまだない。だが彼らの組織はあまりにもばらばらなので、われわれはそれを顧慮しなくてもよいであろう」と書いたところをあらためたのである。エンゲルスは階級婚、氏族の起原の問題でとまどいを示している。フェイスンは部族が2つの外婚的な婚姻階級にわかれている2婚姻階級制度から分割されない共同体を復元した。分割されない共同体は2つの階級にわかれるか、2つの未分割共同体があつまって2階級制度をつくるかする。この第4版での訂正文もいまでは必要ないものとみる。(小玉稜子)

集団婚にかんするわれわれの知識がいちじるしく豊富になったのは、イギリスの宣教師ロリマー・フェイスンのおかげである。(A本58頁, B本48頁)

ロリマー・フェイスンは1832年11月9日イングランドのサフォーク州、バーミンガムで、富裕な地主の父トーマス・フェイスンと翻訳家レヴ・ジョン・レイノルドの娘である母との20人家族中、13番目の子供として生れ、1907年12月29日オーストラリアのヴィクトリア州、エッセンデンで亡くなる。妻ジェーン・トーマスは2人の息子と4人の娘とともに残された。

フェイスンは1855年ケンブリッジのカイアス大学に入学したが、1856年に大学を去りオーストラリアの金鉱をめざして渡航す。現地でウェスレー教派に改宗しメルボ



ルン大学で学ぶ。1863年ウェスレー教派の牧師に任命され、1864～1871年フィジー島に宣教師として派遣される。その間、原住民と親しく接す。1871年刊ルイス・H・モーガンの著書『人類の血族と姻族の名称諸体系』に強く刺激される。このころアルフレッド・ウィリアム・ハウイトと出会い、共同研究者となる。1871年から1888年のあいだオーストラリアとフィジー島で牧師として働く。1888年からメルボルンに定住、研究活動をつづけた。

ハウイトとの共著『文学修士ロリマー・フェイスンと地理学協会員A・W・ハウイトによるカミラロイ部族とクルナイ部族。オーストラリア原住民の風俗から主としてひきだされた集団婚、親族関係および駈落ち婚。そしてまたクルナイ部族、平時と戦時における彼らの諸慣習。「血族の名称諸体系」や「古代社会」などの著書の法学博士ルイス・H・モーガンによる序文つき』（メルボルン1880年）があり、五つの論文からなりたっている。1、フェイスン『カミラロイ部族の婚姻、出自および親族関係』2、フェイスン『集団婚と親族関係』3、ハウイト『クルナイ部族、平時および戦時における彼らの諸慣習』4、フェイスン『婚姻、出自および親族関係のクルナイ制度の理論』5、ハウイト『概要と一般的結論』フェイスンの著書には『キリストの生涯』（1875年）、『フィジーの昔話』（1904年）、『フィジーの土地所有制度』（1881年）、『フィジー諸島の古代風習、制度について』（1881～1895年）などがある。

アルフレッド・ウィリアム・ハウイトは1830年4月17日イギリスのノッティンガムで著名な作家の父ウィリアム・ハウイトと母メアリー・ハウイトとの4人息子、3人娘のうちの長男として生れ、1908年3月7日メルボルンで亡くなる。1864年8月18日アデライデで最高裁判所判事をしているベンジャミン・ブースバイの娘マリアと結婚。彼女は1902年に2人の息子和3人の娘を残して亡くなる。

ハウイトは1848年から1852年まで大学で学び、1852年父に伴われてオーストラリアに渡る。1854年父が帰国した後、メルボルン近くのコールフィールドで農業に従事する。この時期、原住民と親しくなり信望をうる。これがオーストラリア原住民の研究に入るきっかけとなった。1860年から1901年まで公職につく。

ハウイトの著書として『東南オーストラリアの原住民部族』（1904年）、『クーパー・クリーク原住民ノート』（1879年）、『北ギプスランド、ブラブローリング部族の血族名称体系と親族関係に関するノート』（1879年）、『ギプスランドのユーカリ』（1889年）、『オーストラリア諸部族の組織』（1889年）などがある。

エンゲルスはフェイスンとハウイトの共著『カミラロイとクルナイ』によってオ

オーストラリアの集団婚を正しくしたのであるが、この書名を示していない。『フェイスンやハウイトのように何年もついやさなければ……』（A本61頁，B本50頁）とエンゲルスが書いたように多年にわたる研究の結果、オーストラリアの婚姻階級制度をあきらかにしたが、これはアメリカのインディアンにおける集団婚とちがった集団婚のあり方を示している。ここでは2分組織がはっきりとあらわれている。（小玉稜子）

すべての野蛮人や、すべての下・中段の、1部はさらに上段の未開人では、女はたんに自由な地位だけでなく、高度に尊敬される地位を占めている。対偶婚においてもそうであることは、イロクォイ・セネカ部族のもとで多年にわたって宣教師をしていたアーサー・ライトが証言しているといえよう。（A本65頁，B本53頁）

アーサー・ライト(1803～1875年)はアメリカの宣教師で、1831年から没年までイロクォイ・セネカ部族のもとに生活し、彼らの言語の辞書を作った。このアーサー・ライトの所説は、バツハオーフェンの『母権論』のなかで論じられているギニコクラシイを例証しているとモーガンが『古代社会』で言及している。バツハオーフェンがモーガンに大きい影響を与えたこと、モーガンが、Asher Wright を、Ashur Wright とまちがえていること、1874年の手紙を1873年のものとのまちがいであることが既に指摘されている。モーガンはバツハオーフェンを引用しながら母系出自が父系出自に先行することを、はっきりみとめている。（瀬上弘子）

すくなくとも北アメリカの40の部族では、長姉と結婚する男は、彼女の妹たちが適齢にたつするやいなや、これらをもまたすべて妻にめとる権利をもっている。（A本67頁，B本55頁）

ルイス・ヘンリー・モーガンの1877年の著書『古代社会』（青山道夫訳 岩波文庫 下巻 219 頁）には、「北アメリカの幾つかの地方が発見されたとき……家族は一般にプナルア形態から対偶婚形態へ移っていた。しかしそれはさかのぼってプナルア集団を指す古代の結婚組織の痕跡で囲まれていた。すくなくとも40の北アメリカ・インディアン部族において認められる明白にプナルアに起原を有する一つの慣習をここに引用しよう。」とあって、「男子がある家族の長女と結婚した場合、彼は慣習によって、彼女の妹達が婚期に達したときに、彼女たちすべてを妻となすべき権利

を与えられた。」とある。このような妻の妹をもめとするものをソロレート婚というが、いまではそれは、プナルア起原とはされていない。そして死亡した兄弟または近親者の妻である寡婦をめとするのをレヴィレート婚という。このソロレート婚とレヴィレート婚が共存関係にあるとみたのは、ジェームス・ジョージ・フレーザー（1854～1941年）である。日本では原始・古代にソロレート婚がたくさんあるが、レヴィレート婚はみいだされない。だが、亡兄の妻をめとするのを「嫂直し」といって、このましいものとして慣行されている。（林 葉子）

またカリフォルニア半島人（野蛮の上段）について、彼らはいくつかの「諸シュタム」が無差別の性交渉を目的にしてあつまるある種の祭がある、とバンクロフトは語っている。あきらかに諸ゲンスこそが、かつてゲンスの女たちが他のゲンスの男たちすべてを共同の夫にもち、またその逆もおこなわれていた時代の、おぼろげな記憶をこれらの祭で保存するのである。（A本67頁、B本55頁）

バンクロフトのいう諸シュタムは諸ゲンスであるとエンゲルスは訂正している。この祭は後述の「定期的なサトゥルヌス祭」にあるとされ、集団婚の遺物とみられているようである。だが、集団婚よりもまえの乱婚の遺物とみるものもある。

（石原通子）

ドイツ人のばあいにも、ホイスラー（『ドイツ法の諸制度』）によると、経済的単位は元来、近代的な意味での個別家族ではなくて「世帯共同体」であり、これは、いくつかの世代ないし個別家族からなり、このほかにしばしば非自由人も包含する。ローマの家族もまたこの型に還元される。そのため最近では、その家父長の絶対的権力ならびに彼にたいする他の家族員の無権利状態について、強い異論がとなえられている。（A本78～79頁、B本64頁）

第4版での増補である。ここでの「世帯共同体」は「ハウスゲノッセンシャフト」のことである。前後の記述とあわせると、この邦訳の「世帯共同体」は「家父長的家族」とすべきである。アンドレアス・ホイスラー（1834～1921年）はスイスの法学者。ベルリン大学で学んだのち、バーゼル大学のドイツ法の教授となり、控訴院長となった。スイスの諸法律の起草にたずさわった。著書には、『ドイツ私法の諸制度』2巻、1885～86年のほか、『ゲヴェーレ所有』1872年、『ドイツ制度史』1905

クーノー（「アウスラント」誌，1890年，42～44号）は，ペルーでは征服当時，耕作地の定期的な配分を，したがって個別耕作をとまなう一種のマルク制度（ただしこのマルクは奇妙なことにマルカとよばれていた）が存在していたことを，かなり明瞭に証明した。

（A本79頁，B本65頁）

エンゲルスは第4版を刊行する5，6か月まえに，クーノーが「アウスラント」誌に発表した論文「古代ペルーの村落共同体とマルク共同体」（1890年10月20日第42号，10月27日第43号，11月3日第44号）を読み，第4版でこのように書きたした。エンゲルスからカウツキーへの手紙で，この間の経過をすることができる。1891年4月30日に，「ペルーの歴史には大いに関心をもっている。『アウスラント』所載の諸論文を送ってもらえたらありがたい」とかき，1891年6月13日には，「ペルー論説ありがたく落手。『起原』の新版をかたづけしてしまうまで，すまないが，こっちの手もとに留めおかしてくれ」とかいている。1892年3月5日の手紙では，「クーノーの手紙お返しする。どうもありがとう。彼の階級研究がまちどおしい。ペルーの氏族関係のものなかでは彼は非常におもしろいものを発見した。彼はそれらのものをわたしにおくってくれたことがあって，わたしも彼にお礼をのべておいた。ペルー族のマルク制度も送ってあげよう——ちょうどいま見つけたばかりだ」とかかれている。クーノーは母権について，「ノイエ・ツァイト」誌1897年，98年，第1巻に発表した論文「母権支配の基礎」で「原始農耕における女性の生産的役割が母系制ないし母権制の根本要因である」と規定し，農耕への推移とともに母権が発生し，父権から母権へとうつり，さらにその母権が父権にうつるという経路を示す。『マルクスの歴史，社会および国家理論』1920～21年，（改造文庫下巻240頁）で，『家族の起原』の，「すべての野蛮人や，すべての下段・中段の，一部はさらに上段の未開人では，女性はたんに自由な地位だけでなく，高度に尊敬される地位を占めている」との記述をとりあげ，誤りであると断定する。そして，「『すべての野蛮人において』女子の『非常に尊敬された地位』を証明することをエンゲルスが求められたら，彼は非常に当惑したであろう。この試みは完全に失敗に帰したであろう」と厳しい要求をつきつけて否定する。これはモーガン，そしてモーガンをうけいれたエンゲルスの，発展段階あるいは時代区分と対立するものである。クーノーは1862年4月11日，メクレンベルクのシュヴェーリートの貧家に生まれ，独学で

経済学や社会学を修め、のちにドイツ社会民主党員となり、1917年から23年まで、党の機関誌「ノイエ・ツァイト」の編集にあたった。エンゲルスの死（1895年）のあと、修正マルクス主義が出現したときには、正統派の擁護に努力したが、1917年のロシア革命後は、社会民主主義の立場から、ボリシェヴィキ独裁理論に反対した。第一次大戦後の1919年、ヴァイマル共和国で、ベルリン大学教授に迎えられて名声を博した。のちにナチに追われ、1936年74歳で死亡した。『宗教および信仰の起原』1913年、『マルクスの歴史、社会および国家理論』1920～21年、『一般経済史』4巻1926～31年のほか、未開社会に関する多くの著作があるが、モーガン学説に賛成していない。（緒方 都）

インドやチベットの多夫一妻婚も同様な例外である。（A本81頁，B本66頁）

チベットの多夫一妻婚では兄弟たちが夫たちである——兄弟多夫一妻婚である。インドのばあいは非兄弟多夫一妻婚である。（川西セキ）

一夫多妻婚は富者と貴人の特権であって、主として女奴隷の購入によって補充され、民衆は一夫一妻婚の生活をおくっている。インドやチベットの多夫一妻婚も同様な例外である。（A本81頁，B本65～66頁）

この記述のまえに、「母権制の転覆につれて急速に発展する一夫一妻婚」（A本80頁，B本65頁）とのべられている。『古代社会』（青山道夫訳 岩波文庫下巻 332頁～356頁）の註「J・F・マクレンアン氏著『原始結婚』」には、「本書（『古代社会』のこと）が印刷に附されている間に、わたくしは上記著書の増補版を入手した。」とかきはじめられて、マクレンアンがモーガンの『人類の血族ならびに姻族組織』を攻撃していることに対する説明がある。そこではマクレンアンの新造語「外婚と内婚」は役に立たない、それはそれぞれ、特定の集団の「外で結婚」すべき義務と、特定の集団の「内で結婚」すべき義務を意味するものであること、またナイア族やチベット人の多夫一妻婚を、あたかも一般的に行われているかのように用いられているが、それはネールゲーリー山やチベットにおいてさえ一般的であった証拠は存在しない例外的なもので、集団婚の遺制である。ナイア族の多夫一妻婚は親族関係のない数人が1人の妻を共有する場合で、もっとも原始的な形態と称せられる。チベット人の多夫一妻婚は数人の兄弟が一人の妻を共有する場合であることなどが、

かかっている。一夫多妻婚（ポリジニー）と、多夫一妻婚（ポリアンドリー）は、集団婚の遺制とみられている。多夫一妻婚には、兄弟たちが多夫のメンバーである兄弟の多夫一妻婚と、兄弟たちでないものが多夫のメンバーになっている非兄弟多夫一妻婚とがある。（林 葉子）

一夫一妻婚家族。これはすでに示したように、未開の中段と上段との境の時代に、対偶婚家族から発生する。その最終的な勝利は、文明開始を表わす標識の一つである。（A本81頁，B本66頁）

文明とともに一夫一妻婚が成立するとみるが、ここでは古典古代での一夫一妻婚が考慮のなかにある。このあとに近代社会での一夫一妻婚についても、記述されている。この国では対偶婚が正しく理解されていない。（桑原敬子）

すべての打算婚について、フーリエのつぎの言葉は妥当する。「文法では二つの否定が一つの肯定となるように、結婚道徳では二つの売春が一つの徳行とみなされる。」（A本94頁，B本76頁）

第4版で新たに挿入されたものである。1844年のマルクス・エンゲルス共著の『聖家族』の第8章で、婦人解放にかんれんしてフーリエの同じ言葉を引用している。

「娘は、だれであろうとこの娘の独占的財産の取得を取引しようと欲する人に、売りに出された商品ではないか？……文法で、二つの否定が一つの肯定に相当するのとおなじく、婚姻取引では二つの売春は一つの徳に相当するということができよう。」（第2巻207頁）。打算婚は便宜婚とも訳されるが、打算による婚姻のことである。「結婚道徳」は、『聖家族』では「婚姻取引」である。文明期に入って一夫一妻婚という婚姻形態がとられるようになったが、それは夫妻相互の愛として発展したことを意味するものではない。一夫一妻婚の目的は、家族のなかでの夫の支配と彼の子であることが疑いがなくて、彼の富の相続者に定められている子を生ませることであった。近代では打算婚に常によりそってゆくのが夫のヘテリスムと妻の姦通である。この二つの売春は一夫一妻婚を否定する二つである。夫が否定し、妻が否定する一夫一妻婚があたりまえの一夫一妻婚なのである。そしてこれがあたりまえのこととしての徳行とみなされるのである。それだからフランスの民法の「婚姻中に受胎された子の父は夫である」という条文がつくられるのである。（小柴雅子）

ルッターとカルヴァンの宗教改革以来、人間は完全な意志の自由をもって行為したとき  
にだけ、自分の行為にたいして完全に責任を負うのであり、不道徳な行為をしているすべ  
ての強要にたいして抵抗することが道徳上の義務である、という命題が確立していた。

(A本 105 頁, B本 83 頁)

あらゆる物を商品に転化することによって古来のあらゆる伝統的なものを解体させ、  
伝来の慣習や歴史的な権利を、売買、「自由」契約におきかえた。この契約を結ぶた  
めには自分の人格、行為、財産を自由に処分することができ、たがいに同権者として  
相対する人びとでなければならぬ。この「自由」で「平等」な人びとをつくりだすこ  
とこそ、まさしく近代的生産の主要な仕事の1つであった。婚姻は1つの契約、法律  
行為であり、しかも、すべての契約、法律行為のうちで最も重要なものであった。  
なぜなら、それは2人の人間の身体と精神を一生にわたって処分するものだったから  
である。

哲学をもとにして敬虔主義のキリスト教(ルッター教会に出来た1派)を意味づけよう  
としたカントの『人倫の形而上学』(1797年)の「家族的社会の権利の第一項」婚姻  
権によると、婚姻は性を異にする2人格の、彼らの性的特性を生涯にわたって相互  
的に占有するためになす結合である。そうした人格の占有が相互に平等だという関  
係である。したがって、それはただ一夫一妻婚という形でのみ成り立つ。と同時に  
財産の占有が平等だという関係でもある。

マルティン・ルッターはドイツのチューリンゲン地方の農家出身で、アイスレーベン  
で銅製錬業に従事する父ハンス・ルッターと、母マルガリーテの長子として1483  
年11月10日に生れた。父は18才のルッターのためエルフルト大学を選んだ。4年間  
法律を学んだ。1505年の22才のとき、同地のアウグスティノ修道院に入り、1507年  
司祭となった。1512年ヴィツテンベルグ大学教授となり、有名な聖書講義(詩篇、  
ロマ書)を始めたが、救に到るような善行をなしえることに絶望し、深い悩みに沈  
んだとき、聖書に福音を見出した。1517年10月31日贖宥の効力を論ずる95ヶ条を  
ヴィツテンベルグ教会の門扉に掲げた。教皇に告訴され、1521年に破門された。以  
後2年間ヴァルトブルグ城に隠棲し、その間に新約聖書をドイツ語に訳し広く国民  
に親しませた。ヴィツテンベルグに帰り、困難な福音的教会を建設した。1525年に、  
もと修道女カタリーナ・フォン・ポーラと結婚した。農民戦争を体験し、聖餐論争  
でツヴィングリと訣別し、コーブルグ城に滞在して福音派を激励した。最後の15年  
間は大学の仕事や、説教による活動や、著述に捧げ、生れ故郷アイスレーベンで  
1546年2月17日に病死した。

ジャン・カルヴァンはフランスのピカルディ地方のノアヨン（コンピエーニュ県）で1509年7月10日、教会参事会書記ジェラルド・コヴァンの長子として生れた。11才でノアヨンの聖職禄をもらう。1532年法律研究を終ってパリに移り、ギリシヤ語、ヘブル語、人文学を学ぶ。翌年突然の回心をする。パリ大学総長、医師ニコラ・コップが4学部の入学式で行った福音主義礼賛の演説のため、高等法院に告発され、バーゼルに脱走。その草稿を与えたカルヴァンも隠れる。1534年ノアヨンに帰り、聖職禄を辞退する。1535年ロベール・オリウエタンが新約聖書をフランス語訳したが序文をかく。『キリスト教綱要』の序文「フランソア I 世への手紙」をかく。1536年『キリスト教綱要』初版を出す。ギヨーム・ファレルからジュネーブの宗教改革に協力を要請され、ジュネーブの信仰告白を発表、全市民に強制したが、市民の規律について市総会と衝突、2人はジュネーブから追放された。マルティン・ブーツァーに招かれてストラスブールにゆき、1538年にストラスブール大学で神学を教え、フランス人の教会の牧師となる。1540年にイドレット・ド・ピュールと結婚した。ジュネーブ市がカルヴァンの復帰を決議したので翌年戻る。1549年に妻が死去した。1559年『キリスト教綱要』ラテン語最終版を出版する。1560年『キリスト教綱要』最終版をフランス語に訳した。教会を長老制度によって民主的に運営し、教会の指導下に市政を支配し、治安、司法、財政、商工業、学校経営、衛生施設などの建設にあたり、市民の日常生活まできびしく統制した。1564年5月27日ジュネーブで病死した。

ルッターの主張した点は、神は罪人を求めて、これを赦す愛と恵の神である。聖書に見出す福音である。聖職者のとりなしなどによらず、キリストによって神に導かれるので、人の側から努力しなければならないが、現状は逆だと考えた。キリスト者は神の前で平等だと考えた。教皇の権威、善行の効力、免罪符、聖母マリアと聖人の仲介など、キリストが教えた時代にはなかったものを排除した。ルッターは修道士や修道女に課せられている貞潔、独身の誓いに対して、結婚は起きたり寝たりする以上に、生理的に、必然的な神の戒めであると考えていた。人が天性その力があるのに貞潔のわざを続けると、自慰行為や淫行によって汚れざるをえないと考えていたし、聖職者の権威を認めず万人祭司であり、人間であるから当然結婚すべきものだと考えていた。そのころ9人の修道女がグリマーのシトー会ニムブ修道院を脱走して来て、ヴィッテンベルグ修道院で保護されることになった。町では娘の就職が困難であったからである。この時代の女は15~16才が結婚適齢期とされていたが、9人はその年を過ぎていた。就職が難しいので彼女たちは結婚を希望し、ル



ルッターや教会関係の友人たちは結婚の世話をした。ルッター自身も、ルッターとの結婚を望んで辛抱強く待った23才のカタリーナ・フォン・ポーラと1525年6月13日に結婚した。ヴィツテンベルグ教会の門扉に95ヶ条を掲げてから8年後のことである。ルッターは修道士としての誓願を破った。これは私生児や情婦がかなりいると知られていたローマや司教区の教会への決定的な挑戦となった。

カタリーナはマイセンに住む貧しい貴族の出で、貧しいために子供のころ修道院に入れられた。尼僧として貞潔・独身を貫くことは心の底からの希望ではなくても、中世の封建時代の家庭としては何の罪悪感もなく娘の一生を方向づけた。

カルヴァンの教えの根本は聖書に表明される神の言葉であって、この教義は信仰によって義とされること、予定の2原理で貫かれている。人は業績によってでなく信仰によって救われ、この信仰は神から与えられる。この筋の通った神学は人の心を動かした。『キリスト教綱要』をかき、知的訓練と、実践適用をはかった。宗教改革の古典的表明である。ルッター主義がカルヴァンの教理に深い影響を与え、神と人を知るすべての知識は、神のみことばの中のみ見出される。神を知ることが出来るのは、その人が神に選ばれているかどうかによる。神の恵と救いは、神の自由なみわざによってのみ可能である。ルッター以上にカルヴァンの教会は、国家からも、いかなる方法からも制限されない権威をもっていた。また聖礼典と洗礼式だけ認めた。

『カルヴァン 人類の知的遺産28』（久米あつみ著）によると、カルヴァンの妻となったイドレット・ド・ピュールは再浸礼主義者（アナバプティスト）から回心した、子供2人ある寡婦で、美しい聡明な婦人であった。カルヴァンはストラスブールで、1540年8月友人フェレルの司式で結婚した。2人の間に長男ジャックが生まれたが、1542年に死に、イドレットも産後の回復が出来ぬまま病気がちとなり、1549年に死去した。カルヴァンは「彼女は私の職務の忠実な助け手であった。彼女に何の不満も感じたことはなかった」と語っているように、経済的にも不遇な時期を、短かかったが幸福な家庭生活をしたのであった。ルッターの宗教改革から20年以上もあとのカルヴァンの結婚は、ルッターと比べれば、自由な人間同志の結婚と思われる。（瀬上弘子）

1871年に出た彼の前の著作では、彼はまだこの秘密を見ぬいていなかった。（A本111頁，B本88頁）

これが「モーガンのもう一つの発見」である。動物名によってよばれている（すなわちトーテム名によってよばれている）血縁団体であるトーテム集団は、ローマ人のゲンス（氏族）と本質的に同一であり、トーテム集団を本源的なものとした。このトーテム集団であるゲンスを構成単位としてフラトリー、トライブ、諸トライブの連合体がつくられる。このようなゲンス的諸制度が「文明」のまえの「未開」時期の共通の制度であることを、「(われわれの諸資料がいままでおよぶかぎりで)」、モーガンが証明したのである。したがって原始日本にもゲンス的諸制度が存在したと類推されるが、証明はされていない。

(宮山孝子)

1, ゲンスは、そのサケマ（平時の酋長）とチーフ（戦争指揮者）とを選ぶ。（A本113頁, B本89頁）

サケマは酋長と訳され、チーフは首長と訳されている。『古代社会』ではチーフは複数であるが、ここでは単数である。女の代理弁舌者もまたチーフであったが、チーフは一代かぎりの名誉職的であった。

(卯野木盈二)

9, ゲンスは共同の墓地をもっている。白人のなかにとじこめられたニューヨーク州のイロクォイ族では、これはいまでは消滅してしまっていたが、以前には存在していた。（A本116頁, B本91頁）

アメリカ独立戦争のさい、イロクォイ族連合体は分解し、戦後はまったく白人の支配に屈して独立をうしなった。カナダに逃亡したものや、大平原のインディアン保留地にうつされたものがあるが、ニューヨーク州のインディアン諸保留地にとじこめられて、共同墓地をうしない、伝来の長屋もきえてしまった。これが18世紀末までのことである。モーガンがイロクォイ族の1部族であるセネカ部族の保留地を訪れたりして彼らの現実の生活をしり、そこから過去の彼らの機能している部族的社会を、イロクォイ族のゲンス的諸制度を復元したのである。

(高木富代子)

そしてマウラーは、正しい本能をもって、ドイツのマルク制度が、たとえのちに大部分が国家の基礎になったとはいえ、国家とは本質的に異なった、それじしんでは純粋に社会的な一制度であることを認識しているのであるが、——マウラーはそれゆえに彼の全著作

において、公権力が、マルク・村落・荘園・都市という本源的な諸制度から、またそれらとならんで、徐々に成立してくることを研究している。(A本126頁, B本98頁)

マウラーの著作には、『古ゲルマン、主として古バイエルンの公的、口頭裁判手続史』1821年、『1834年7月31日までの解放戦前後のギリシャ民族』1835～1836年、『ドイツにおける最初の定住以来のドイツ人のゲマインデ生活についての研究』12巻, 1854～1871年、『マルク、ホーフ、ドルフおよび都市の制度と国家権力の歴史への序論』1854年, 第2版1896年、『ドイツにおけるマルク制度の歴史』1巻, 1856年、『ドイツにおけるフロンホーフ、パウエルンホーフ、ホーフ制度の歴史』4巻, 1862～1863年、『ドイツにおける村落制度の歴史』2巻, 1865～1866年, 『ドイツにおける都市制度の歴史』4巻, 1869～1871年などがある。

マウラーは、ドイツのマルク制度は土地の最初の耕作と関係があり、すべての社会制度より前に存在するものであり、公権力はのちにたって成立し、多くの点でマルク制度にならって作られたものであると考えた。初期のマルクは大きく、血族団体であるジッペが一定の土地に定住して土地を占有していた。マルクの成員が耕作している耕地は、家屋や宅地を除いてマルクの所有で、成員は一定期間の利用権または使用権をもち、その期間がすぎれば再び共同体の所有となった。さらに、マルク内の森林、草地、放牧場、河川などの共有マルクでは、成員は平等の持分と利用権をもっていた。また成員の義務として共同圃場の耕作や共同労働、軍事および老人、子ども、障害者の扶助など、マルクのなかのすべてのことに対して共同の責任があった。マルク最高の機関はマルク集会で、そこではマルクに関する重要な経済、政治の問題、共同におこなう建築、播種、収穫の時期、耕作の交代などが決められ裁判が行なわれた。この自由と平等の社会関係をもったマルクも、内部の人口増加、あたらしい生産関係による土地の私有化、役員職の固定化、外部からの影響などによって、私有権や階級が発生し崩壊するにいたった。

エンゲルスはその論文『マルク』のなかで「二つの自然発生的に成立した事実が、すべてのとはいわないまでも、とにかくほとんどすべての民族の古代史を支配している。すなわち、親族関係による人民の編成と土地の共同所有がそれである。

ドイツ人においてもやはりそうであった」とし、「したがって氏族制度は、いく世紀にもわたってマルク制度として、変化した地縁的な姿態で維持されつづけることができるし」(A本224頁, B本168頁)とのべている。この点については、『共同体の人類史像』では、「氏族が村落共同体にかわるとはどうしてもみられない。部族領域のなかでの諸村落が地縁的な諸村落共同体に転生すると推測しなければな

らないようでもある」という見解がしめされている。G・L・フォン・マウラーは1790年にドイツのエルボルツハイムで生まれた。1812年から1814年までパリで原始ゲルマン民族の法制史を学び、帰国してハイデルベルグ大学に学んだ。そののちバイエルンの官吏となり、1826年にミュンヘン大学教授の職についた。また、ギリシャ王となったバイエルン王子オットーI世の政治顧問をつとめた。そのあとバイエルンの司法および外務関係の要職につき枢密院の有力者となった。晩年はゲルマン民族の共同体の諸形態に関する研究をおこないマルク共同体の研究に画期的な業績をのこした。1872年にミュンヘンでその一生を終った。 (伴 栄子)

グロートだけではなく、ニューブルやモムゼン、そのほかのすべての従来の古典古代史家たちもゲンスでつまずいている。(A本133頁, B本103頁)

この記述のあとに、「ゲンスを家族の集団であるとみなし、そのためにゲンスの本性と起原をみずから理解できなくしていた」とある。ゲンス(氏族)は家族ではなく、トライブの構成単位であり、族外婚的である。ゲンスのなかには、いわゆる「家族」は存在しない。(坂本正子)

したがって、モムゼンは、あるゲンスにぞくするローマの女は、当初は自分のゲンスのなかでしか結婚することをゆるされず、したがって、ローマのゲンスは族内婚的であって、族外婚的ではなかった、と主張するわけである。(A本163頁, B本124頁)

第4版で増補された部分(A本162~167頁までの8パラグラフ, B本124~127頁までの13パラグラフ)でのべられているのであるが、さいごは「したがって、それはモムゼンには不利でモーガンに有利なのである。」とむすばれている。モムゼンの論文(『ローマ研究』ベルリン, 1864年, 第1巻)のなかでのべられている *gentis enuptio* についての解釈をめぐる問題では、モムゼンにとって不利であるとのエンゲルルの論断である。『家族の起原』第1版におけるゲンスについての記述にたいするモムゼンの反対を予想して、エンゲルスがあらかじめかいていたことを、第4版で増補したのである。(石原通子)

母権の時代に由来する、母かたの伯叔父と甥のあいだの紐帯のこの特別な緊密性は、多

くの民族にみられるが、ギリシア人は英雄時代の神話でこれをしているだけである。  
(A本 183 頁, B本 139 頁)

母かたの伯叔父と甥とのあいだの紐帯を、パッハオーフェンは Avunculate = 伯叔父権と命名したが、氏族のもとでは父と息子のあいだの紐帯より神聖で緊密であった。エンゲルスはゲルマンの場合、伯叔父権だけで氏族の存在が証明されるとしている。ディオドロス『歴史全書』によって、伯叔父を殺したメレアグロスをもつ母のアルタイアがゆるしがたいとみて、息子の死をねがい、神々がメレアグロスの生命をおわせたことがのべられている。ホメロスでは『イーリアス』第 9 書にみられる。  
(光永洋子)

フリーエははじめて強調したように、隷属者たちに階級としての漸次的な解放のための手段を与える「耕作者たちに集団的・漸進的な解放の手段を与える」ところの形態、この点で奴隷制よりも高度な形態……中略……をドイツ人が完成し、(A本 208 頁, B本 157 頁)

フリーエは『四運動の理論』の「農業組合について」のなかで次のようにいっている。「昔、ギリシャ人やローマ人は耕作者を駄獣のように売買した。哲学者たちはこのいまわしい風習に抗議しなかった。彼らは、社会秩序をくつがえさないことには、耕作者の解放はできないと考えていた。ところが彼らを解放するときにやってきた。耕作者が箇々ばらばらに働らくことをやめて組合をつくれれば、非常に多くの利益が得られ、多種多様の享楽が保証される。この新秩序に私は累進系列また集団系列という名をあたえる。」

エンゲルスは、ドイツ人がローマ人世界に植えつけた、活力あり活気をもたらすすべてのものは、ドイツ人の未開性すなわち氏族制度から発生する地域的結束と抵抗の力のたまものであったと述べている。  
(小柴雅子)

ゲンスの本質について、すくなくともおおよその観念をもっていた最初の歴史家はニーブールであった。(A本 225 頁, B本 169 頁)

さきにニーブール、そしてグロートやモムゼンなどが、ゲンスにつまずいたとあるが、つまずいたものがゲンスの本質についておおよその概念をもっていたというのは、おかしい。「ゲンス的諸制度」の本質についてとすべきである。(坂本正子)

原注 私は当初、シャルル・フーリエの著作に散見される輝かしい文明批判を、モーガンや私じしんのものとならべて示すつもりであった。残念なことに、私にはそのための時間がない。私はただ、フーリエがすでに一夫一妻婚と土地所有とを文明の主要特徴とみなしており、また文明を富者の貧者にたいする戦争とよんでいることを指摘するにとどめよう。同様にまた、対立物に分裂した不完全な社会では、個別的家族が経済的単位である、という深い洞察がすでに彼には見出される。(A本235～236頁, B本176頁)

モーガンの文明批判は前掲のとおり「文明にたいするモーガンの判決」に見られる。エンゲルスは「第9章末開と文明」のなかで文明批判をまとめた。すなわち、原始社会のつぎの文明の発端は、金属貨幣・生産者たちの間の仲介商人・私的土地所有・支配的生産形態としての奴隷労働、この4つの導入であった。文明とともに決定的に支配するようになる家族形態は一夫一妻婚、女にたいする男の支配、そして社会の経済単位としての個別家族である。文明社会を総括するものは国家であり、この国家は本質的には、抑圧され搾取される階級を抑制する機関なのである。そのほか文明に特徴的なものは、都市と農村との対立の固定化であり、また他方では、財産所得者がその死後にも自分の財産を自由にできるようにする遺言制度を導入したことである、と述べている。

文明の主要な特徴として一夫一妻婚と私的土地所有があげられているが、一夫多妻婚が普通とされていた日本にはこの特徴づけは妥当しない。(小柴雅子)

### 山川菊栄における原始

(1)山川菊栄は1923年3月に、アウグスト・ベーベル『婦人と社会主義』第50版のイギリス語訳(メタ・ステルン女史訳, ニューヨーク)を底本として、邦訳書『婦人論』アルス社を出版した。これはわが国での最初の訳本である。彼女はその3年前、村上正雄が抄訳を出版したときに、その序文をかいている。山川菊栄は底本の英訳本を神田の古本屋で見つけたというが、1913年の「近代思想」誌2月号の堺利彦によるベーベル紹介の記事をよんでいたのである(『近代日本女性史への証言』31頁)。堺との出会いはそれから2年後の3月、「近代思想」主催の平民講習会の場であった。将来の夫となる山川均とも、やはりこの研究会例会で、翌1916年2月10日に初めて会っている。

山川菊栄は津田女子英学塾に1908年に入学、「抱負」という試験問題に早くも「婦人解放のために働く」という趣旨の作文を書いた。「婦人解放」の用語は堺利彦の「婦人問題概観」(1905年4月23日「直言」第2巻第12号)でしつたらしい。この「婦人問題概観」

は『婦人問題』におさめられ、1907年に刊行された。ただし、「結婚制度の歴史」は大きな変更がくわえられている。堺利彦は「直言」に執筆のころ、ベーベル『婦人論』を手し訳出にとりかかっていた。だが、堺の原始婚姻についての理解は素朴であった(表Iをみよ)。それが『婦人問題』では格段の進歩をしている。その基礎は、堺が思想形成をしたという5冊の洋書のうちのエンゲルス著『家族の起原』によるとみられる(『女性史研究』第13集, 石原通子論文)。

けれども、山川菊栄は当時『婦人問題』の刊行はしらなかった(『近代日本女性史への証言』25頁)。したがって、堺が原始婚姻をすべて「雑婚」とみていたことを山川菊栄はよんだことになる。

さて、山川菊栄はエンゲルス『家族の起原』とつい出会ったのであろうか。1921年7月、赤澤会主催で五日間の講演会が開かれている。このとき堺が第2夜にエンゲルスの『国家及び家族制度の起原』とモーガンの『太古の社会』の概説を、第3夜にカーペンターとベーベルの婦人論概説を行った。山川菊栄はただ一人の女性講師であり、第5夜にインターナショナルの歴史を話している(『山川菊栄の航跡』21頁)。このころ、エンゲルスやモーガンはしばしば紹介されていたようである。

(2)次に山川菊栄の原始婚姻の理解をみるために、次のような対比を行った(表I)。山川菊栄の訳語は堺利彦の訳語を継承しているようである。ただ、石原通子氏は「山川の「原始婚姻制度に就て」では、「ピュナリヤ」と「配偶婚」の用語はもちいられているが、堺の「婦人問題概観」(『婦人問題』収録)にもたっていない」と結論する(『女性史研究』第13集41頁)。

山川菊栄の回想によると、エンゲルスの本は手に入らなくて、ベーベル『婦人論』より「だいぶあとになった」という(『近代日本女性史への証言』31頁)。

(3)日本の科学的社会主義の婦人解放論のパイオニアといわれる山川菊栄は1916年から評論活動を開始、1919年1月「内縁の妻と未婚の母」のなかで「男女の地位が平等である」姿として原始社会が登場する(「スコブル」第26号、『女の立場から』所収280頁)。また同じとき「女も進んで求婚すべし——母系制度の話——」を発表(『婦人公論』誌2月号、『女の立場から』所収287頁)。「歴史以前に於て、會て人類が女子を家長とし、相続は女系に依り財産も亦た女系に依って継承せられた母系時代と称せらるる一時期の存在したことは、今日では疑を容れる餘地の無いことと認められて居る」と述べる。その未開人社会の紹介の一つに「リュウイス・モルガンの研究に依つた北米イロクア印度人の間の習慣」があげられる。ただ「政治組織は……一種族は數個の氏又は族に細別されて居る」と説明するのは十分に理解していないことをしめしている。

表I

堺 利彦 『婦人問題概観』 （『直言』）  1905年	堺 利彦 『婦人問題概観』 （『婦人問題』）  1907年	山川菊栄訳 『婦人論』 ベーベル原著 改造社 1928年 4月	山川菊栄訳 『社会進化と婦人の地位』 ラッパポート原著 改造社 1928年 3月	山川菊栄 『婦人問題と婦人運動』 社会問題叢書第8巻 文化学舎出版部 1925年 6月	草間平作訳 『婦人論』 ベーベル原著 岩波文庫 1965年 8月	
		初版 1923年 3月	初版 1924年 3月		初版 1928年10月	
雑	蒙昧時代	血族的群婚	乱婚	乱婚	乱婚	乱婚
婚			野蛮時代	配偶結婚	配偶結婚	配偶結婚
			血族群婚制(度) 半血族群婚群婚制度	血族群婚制度 p27では血族群婚家族	血族群婚制	血縁家族
			半血族群婚制度 ピュナルア制度	ピュナルア家族 p29では半血族家族	半血族群婚	プナルア家族
			配偶婚	配偶家族 p31では偶婚家族	偶婚又は一時的一夫一婦制(母系制度)	対偶婚家族

(4)日本での社会主義婦人論の体系を確立したとされる山川菊栄の『婦人問題と婦人運動』（1925年7月、「社会問題叢書」第8巻として刊行）のなかでは「太初の状態を推定した仮説は、大體二つに分けることが出来る。即ち其一はウエステルマルク、シュタルケ、ルツルノー其他の学者の唱へる家族の起原説で、其二はバッハオーフェン、モルガン、ウォード等の據る群起源説である。」と、前の評論から一步進んでいる。そして「女子の地位の高下が、社会的に如何なる結果をもたらすかを知る上にも、母系制度の研究は極めて重要である」とまとめる。再び紹介された「イロクア印度人」の政治組織は「一種族は大氏より成り、その氏族は數個の氏より成って居る。……氏内結婚は嚴禁されて居る」と説明する。原始社会についての理解の深まりのあとがみえる。

歴史以前の社会の区分や男女関係の歴史の五つの形態(表I)は、ベーベル『婦人論』やラッパポート『社会進化と婦人の地位』によったものとみられるが、モルガン『古代社会』やエンゲルス『家族の起原』からの引用と思われる箇所もある。第三章、第四章の構



成はベーベル『婦人論』第一篇「過去の婦人」と酷似しており、山川菊栄はベーベルを自分の婦人解放論のよりどころにしたのではないかと思われる。

その2年のちに、コロンタイの恋愛論を、エンゲルス『家族、私有財産及び国家の起原』を引用しながら、山川菊栄は批判している（『女性五十講』の「コロンタイの誤謬」、1927年9月）。人類社会の個人的性愛の発達の歴史は、雑婚、集団婚、配偶婚、一夫一婦婚とたどってきたというが、「雑婚」の用語は1925年段階よりもおかしい。

ここでは配偶婚が母権時代に入ったときの一对の男女の独占的結合であるとし、「この氏族共産主義の時代は、婦人の権利の最も発達した時代」とする。そして「もし私有財産とそれに伴ふ謂ゆる一夫一婦婚——男子の優越と女子にとっての一夫制にすぎない——が起らなかったならば、人類は永くこの状態に留まったかもしれない」という。経済的条件が両性の関係を規定していることを明解に述べている。

(5)改正親族法についても、「合法的な婚姻は、離婚に際して、子から母を奪ふ権利を制定している」ことはおかしいと批判する（『女性五十講』の「改正親族法」(1)、1930年1月）。母系時代を念頭においた論であろう。なお『女性五十講』（1933年5月、改造社）は発禁処分を受けた。

「法政上における日本婦人」（『婦人と世相』所収。1935年3月）のなかでは、『古事記』を「最も確実な史料を提供したもの」と評価し、「神功皇后の時代に至っては、すでに天照大神の伝説の時代と異って、母系制度は微かな痕跡を留める程度で……」と述べる。そして「有史以前、遙かに古い時代の母権的氏族制度が徐々に亡びて父権的氏族制度がこれに代り」、大宝令の制定によって、男性に対する女性の隷属が規定されたと説明している。日本の原始社会も母系制であったというのである。このような想定はやむをえないとしても、ぜんたいとしての日本古代のつかみかたは、まことに素朴であるといわねばならない。たとえば滝川政次郎の法制史研究における女の地位（『法制史上に於ける女性の地位』、『歴史教育』12の3、1937年6月）と対比しなければならぬと思う。

山川の婦人解放論において、原始社会は重要な位置を占めていたようであるが、「山川菊栄集」10巻のなかで、詳しくよめないのが残念である。（立山ちづ子）

ローザは『家族の起原』をよんだか？

ローザは薔薇よ、薔薇なれど、サロンの恋の花ならず……と詩人の生田春月によってうたわれたローザ・ルクセンブルク（1871～1919年）は、今世紀初めのもっともすぐれた革命者であり経済学者でもある。彼女の著書『経済学入門』（岡崎次郎・時永淑訳、岩波文

庫1978年は戦後に刊行された『ローザ・ルクセンブルク全集第5巻、経済学著作集』を底本としたものである。)をとりあげてみたい。1906年11月アウグスト・ベーベルによって開校されたドイツ社会民主党のベルリン中央党学校に、1907年の10月からカール・カウツキーの希望によってローザが講師となって講義した。そのときの講義をまとめたのがこの著書であるが、古い編集の戦前に刊行された著書は、佐野文夫によって1926年に翻訳され、のちに岩波文庫(1933年)におさめられた。それほどにこの著書は日本人のあいだで愛読されてきたのである。

この著書は第二章「経済的事実」のなかで原始の社会をあつかっている。そしてモーガンの『古代社会』における4つの功績をあげている。

(1)「モーガンは、有史以前の文化史のなかに科学的な秩序を取り入れた最初の人だった」として未開、野蛮、文明という呼称を科学的な概念としてこれを文化発展の区切りとして科学的研究に応用したのである。そして「生産こそがどの歴史時期においても人間の社会的諸関係を規定するものであり、生産の進歩こそそれぞれの発展の境界石である」。

(2)「モーガンの第二の大きな業績は、原始的な社会における家族関係に関連している」。これは親族名称諸体系につながっている。家族の発展図式はそのご訂正されたり、階級婚についての資料が公表されているとはいえ、モーガンの名称体系はいまも生きており、代数学といわれるほどに難解である。

(3)「家族関係の発展史にもとづいてモーガンの古い氏族団体の最初の十分な研究を与えた。」ゲンス(氏族)はトライブという原始共同体を構成する単位であり、自由・平等・友愛はゲンスの根本原理であった。

(4)「氏族組織は社会的発展を文明の入口へと導くものであって、この入口をモーガンは次のような文化史の短期間の最も若い時期として性格づけている。」さらにモーガンの「文明の判決」をあげている。これはたいへん大切なことである。

ところがローザはエンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』には一言もふれていない。だが『家族の起原』を読んでいることはあきらかである。それは「モーガンは彼の生活の大きな部分をニューヨーク州におけるインディアンの一部族イロクオイ族のあいだに送って……」とあるがこれは『家族の起原』でエンゲルスがまちがって書いたのをそのまま受取っているようである(ただし「一部族イロクオイ族」は「イロクオイ族の一部族であるセネカ部族のことである。)。さらにカウツキーがB・K・アイヒホーフとともに『古代社会』をイギリス語版からドイツ語に翻訳したのであるが、上記(4)の「文明の判決」は、エンゲルスがイギリス語版からドイツ語に訳したものをそのまま使用したものである。ではなぜ『経済学入門』の半分ちかくを占める分野のなかでエンゲルスの『家族の

起原』についてふれなかったのか。

ローザは1896年に『ノイエ・ツァイト』編集局あてに問い合わせの手紙をだして、カウツキーの編集の指図にしたがいながら、この名声たかい雑誌に寄稿しはじめたのである。約3年のあいだカウツキーとの文通のあと、ベルリンからカウツキーの家の近くに移り住み、ローザはカウツキーと家族ぐるみの交際をはじめた。カウツキーの妻ルイーゼ・カウツキーによると「一日として彼女がわれわれの家に現われない日はない。初めの頃の彼女の訪問はもちろん、党の同志、編集者、理論家のカウツキーだけが目当てである彼女は彼と討論して飽きる時がない。」(『ローザ・ルクセンブルグの手紙』ルイーゼ・カウツキー編、岩波文庫)というようにローザはカウツキーに多大の尊敬をもって接している。そしてルイーゼによると1906年頃からローザとカウツキーとの対立ができてきたがそれも大きな個人的友情によって何回となく克服されたとのべている。

1882年から83年にかけてカウツキーの連続3論文『婚姻と家族の成立』をめぐるのエンゲルスとカウツキーとの論争で、エンゲルスはカウツキーを批判した。「エンゲルス・カウツキー往復書簡——カウツキー論文『婚姻と家族の成立』をめぐる——」(『女性史研究』誌第6集・井上五郎訳)をみよ。このあと『家族の起原』第一版の刊行にいたるまでの、エンゲルスによるカウツキーにたいする教示については、『共同体の人類史像』(長崎出版)のなかにおさめられている論文「民族学と歴史学と」にくわしくのべられている。

このようなエンゲルスの批判をみとめたくないカウツキーは、その晩年の1935年に『エンゲルス・カウツキーの往復書簡』を刊行したのである。この出版はローザの死後のことではあるが、このことをローザはカウツキーから聞かされていたことと思われる。

さらにローザは1909年にスイスの四森湖でカウツキーの家族と過したとき、ルイーゼに『経済学入門』の最初の部分を講義している。それは1913年1月9日のローザからルイーゼにたいする手紙のなかに、かって、四森湖で講義しているので、「二番煎じの講義はおそらくあなたは面白くないでしょう」と書いている。そしてローザはルイーゼやカウツキーから『経済学入門』に必要な資料の収集の援助をうけているのである。講義をうけもったときもカウツキーのすいせんであったことや、党学校の講師のなかにハインリヒ・クローノーや、ハンリヒ・シユルツなどのエンゲルスの『家族の起原』になっとくしないものたちがいたことも事実である。このような事情でモーガンの『古代社会』だけを取りあげざるを得なかったのではなからうか。そしてローザが「モーガンの先駆的な諸見解は、その後豊富な新たな材料がつけ加えられて彼の記述のいくつかの細部が訂正されたにもかかわらず、今日に至るまで十分な効力を保持しているのである。」(147頁)としているが、そ

ごの豊富な新たな材料のことなどということは、エンゲルスの功績を評価していることでもあるとよみとりたい。

さいごにつけ加えておきたいのは、ローザのような経済学者が、わが国の女たちのなかからなぜ生れでないのであろうかということである。わたしたちはぜひとも経済学を学ばねばならないのであり、ローザのこの本をよみながらカウツキーの『資本論解説』とくらべていただきたいのである。

(緒方和子)

### モーガンを訂正したリヴァーズ

[A] 伝記。「ウィリアム・リヴァーズ (1864・3・12～1922・6・4)。イギリスの民族学者。トレス海峡の諸島民 (1898)、南インドのトーダ族 (1905)、メラネシア諸族 (1908) を研究した。先階級社会における親族関係の研究に重要な貢献をした。いわゆる『マライ式』親族名称体系は、L・モーガンがみなしたような親族名称体系の進化において、段階的にはもっとも早い時期ではなく、逆に比較的におそいタイプであるということをはじめて証明した。晩年には、伝播主義の立場にたち、オセアニア諸民族の文化の特殊性を、一連の継続する移住の波の相互作用の帰結として証明した。著作：『トーダ族』、ロンドン—ニューヨーク、1906年。『メラネシア社会史』1～2巻、ケンブリッジ、1914年。『社会組織』第3版、ロンドン—ニューヨーク、1932年。〔『ソヴィエト歴史百科事典』第12巻、39頁〕。

このほかに、(1)『国際社会科学事典』第13巻、526～528頁、E・R・リーチによる、(2)『岩波西洋人名辞典』1633～1634頁、(3)『原始文化伝播説』長岡曠若訳、1928年、3～37頁、G・E・スミスによる、(4)『親族と社会組織』小川正恭訳、1978年、151～152頁にみられるものがある。

### [B] 日本におけるリヴァーズの邦訳文献目録

わが国では昭和のはじめから、彼の労作が邦訳されはじめている。京都大学の西田直二郎がイギリス留学でリヴァーズに学んでいるようであるが、くわしくはわからない。

- (1) 1925年；岡正雄訳「民族学の目的」、『民族』誌1、99～114頁
- (2) 1928年；長岡曠若訳『原始文化伝播説』、岡書院
- (3) 1932年；米林富男「歴史と民族学」(一)・(二)、『民俗学』誌4、942～950頁・1015～1025頁
- (4) 1933年；小泉鉄訳「民族学の方法としての原則——『メラネシア社会の歴史』第二巻の緒論——」、『民俗学』誌5、55～61頁

- (5) 1944年；井上吉次郎訳『社会体制』，育英書院
- (6) 1975年；卯野木盈二訳「父権と母権」，「女性史研究」誌第1集，53～66頁
- (7) 1976年；卯野木盈二訳「婚姻」，「女性史研究」誌第2集，69～76頁
- (8) 1977年；卯野木盈二訳「オーストラリアの社会組織」，「女性史研究」誌第4集，61～67頁
- (9) 1977年；卯野木盈二訳「類別制親族名称体系の起原について（上）」，「女性史研究」誌第5集，84～86頁
- (10) 1978年；犬童美子訳「母権」，「女性史研究」誌第6集，14～33頁
- (11) 1978年；小川正恭訳『親族と社会組織』，弘文堂
- (12) 1979年；卯野木盈二訳「類別制親族名称体系の起原について（中）」，「女性史研究」誌第8集，57～63頁

(6)は，(5)のなかの第5章を，(7)は，(5)のなかの第3章を改訳したものである。(11)は，1914年の *Kinship and Social Organization* の訳である。「マン」誌にある E・S・フェガン編のリヴァーズ著作目録が，(11)につけくわえられている。

#### 〔C〕リヴァーズのマライ式批判

1907年にタイラー生誕75年記念論文「類別制親族名称体系の起原について」を書いて，モーガンによってマライ式と定式化された親族名称体系を批判する。さらに1924年の『社会組織』（井上訳本『社会体制』72～73頁）によると，モーガンがマライ式から復元した血族家族を批判している。モーガンは，類別制親族名称体系の発展図式をマライ式→トゥラン・ガノワ式とかがえた。モンリオール周辺にすむ二つ山イロクォイ族は，モーホーク族とオナイダ族という本体からの移民者たちであるが，モーガンが，これらからききとって『人類の血族と姻族の名称諸体系』のなかに記録した親族名称体系を，リヴァーズは分析して，トゥラン・ガノワ式→マライ式とした。（布村一夫「L・H・モルガン100年忌——『アメリカ原住民の家屋と家庭生活』100年のために——」，「女性史研究」誌第12集をみよ）。これはリヴァーズみずからが調査したトレス海峡の西部諸島と東部諸島とでの親族名称のちがいについての研究によっても証明される。

#### 〔D〕リヴァーズの母権

リヴァーズは1914年に『宗教倫理百科事典』のなかの母権の項を執筆している。（まえの邦訳文献(10)をみよ）。さらに没後の1924年に刊行された『社会組織』でも，第5章を父権と母権にあてている。リヴァーズによると，母権とは共同体の成員が他の成員にたいする関係において，権利と義務が母をとおしての関係によって決定される社会制度の形態であるとされるが，より具体的には，出自・親族・相続・継承・権威・婚処の要素のすべて

にわたって母系的である制度ないしは社会的慣行の総体である。(『社会組織』では、親族がはぶかれている)。この総体が、原始共同体である部族、そして部族のなかの氏族のなかでの人と人との関係、人と共同体との関係を規制する母権であるとすると、そのような母権がみられる。しかも氏族の族外婚と部族の族内婚との2つの婚姻規律でせられ、トーテムをもっている氏族が、母権的氏族である。部族、そして部族のなかの諸氏族のなかでの成員たちの普遍的な兄弟関係、自由と平等によって特徴づけられる共同体的な人間関係が、母権である。

このような母権の例は、アメリカ・オセアニア・オーストラリア・ニューギニア・インドネシア・アジア・アフリカ・ヨーロッパの多くの地域に、いろいろな形態あるいは残存として見いだすことができる。だが、リヴァーズは、父権から母権への移行も、母権から父権への移行もあるとして、母権先行説をとらない。彼が民族学(社会人類学)の分野のなかにとどまっているためとみられる。原始ギリシアや古典古代ローマに目をむけていたらよかったと考えられる。民族学と歴史学との接点において、母権を確認したい。

(犬童美子)

#### 母権にそっぽをむいたボーボワール

シモーヌ・ド・ボーボワール。フランス人。作家、実存主義者、哲学者であり、サルトルの妻であるが、日本のマスコミがこれほど大きくとりあげる外国の女はほかにはいない。偉大な女にまつりあげられているボーボワールであるが、すこし気になる点がある。

ボーボワールはその主著とされている女性論『第二の性』(1949年)のなかで女の歴史をかいている。それは民族学的方法によらない「先史学と民俗学の成果を実存主義哲学の光のもとに再検討してみる」彼女自身の立場からかかれているために、当然エンゲルスの『家族、私有財産および国家の起原』が問題になっている。「男と女のなかに経済的単位をしか見ない唯物史観」の立場からの叙述では、原始の女の状態は説明できないし、「エンゲルスの経済的一元論をうけいれない」というのが彼女の考え方である。バッハオーフェンの『母権論』(この本の名を彼女はしめしていない)について、「神話や遺跡や伝説のうち女性に非常に高い地位を占めていた時代の思い出」とまちがって評価し、「社会学はもはや今日ではバッハオーフェンの労作に何ら信用をおいていない」という意見に彼女は同調している。19世紀にめざましい成果をあげた民族学のことなど、彼女はみとめていないのである。

ボーボワールが考える女がもっとも尊敬されていた時代とは、遊牧民たちが定住して農

耕者となったところという素朴な歴史のつかみかたなのである。男たちが無知で、子供がうまれることにたいして持っている自己の役割をしらなかったので、子供をうみそだてる母に畏敬の念をもったことが女への尊敬につながるというのであるが、「母性をもっともあがめられていた時代でさえ、女は母になることによって第一位を獲得することはできなかった。」とのべる。彼女にとって人間の歴史ははじめから男のもので、原始は男女が平等であった時代、すなわち母権の時代があったことを彼女はみとめない。女は原始から第二の性だったのである。彼女にとって原始の婚姻は問題にならない。「雑婚」があったなど今日ではほとんど考えられていないという。このばあいの「雑婚」は民族学でいわれるプロミスキティーか集団婚かはわからないが、ポーボワール自身の研究ではなく、だれかの社会学にとらわれているようである。「結婚にしても一夫一妻だろうが、一夫多妻だろうが、また一妻多夫だろうが、その形はどうあったにしろ、何ら神秘的なつながりを生じない卑近な出来事にすぎなかった。」というが、彼女には婚姻史は無縁であり、彼女とサルトルのむすびつきの意義が彼女自身にわかっていないのではないかとさえおもえてくる。「女性の具体的状況は彼女の所属している社会に行われている相続制度の形に影響されるのではない。」というレヴィ・ストロースの考え方に左右されながら、女の身分が私有財産の歴史と密接にむすびついているというエンゲルスの理論にも同調する。まさに彼女のきらいなキリスト教とマルクス主義の間をゆれうごいているポーボワールなのである。彼女がしばしば教科書としているレヴィ・ストロースの『親族の基本構造』（1949年）はL・H・モルガンに捧げられながら反モルガンである。反体制的とみられてきたポーボワールが体制的なレヴィ・ストロースに学び、その先行者であるエミール・デュルケムを学んでいないところにおかしさがある。

母権をみとめないポーボワールであるが、母権をみとめるようなことを言っているのも気にかかる。「原始時代には母系相続制のかわりに男系親をもたらしした革命にまさる重要な思想的革命はない。」といい、アイスキュロスの戯曲『オレスティア』をひきあいに出す。「古い母権は死んだ。それを殺したのは男性の大胆な反抗である。」とのべるが、彼女はこれを何故引用するのか、またどこから引用したのだろうか。彼女のオレスティア解釈は、ある時期に女たちにとってかわられていた「第一位」の席を男たちがうばいかえたまでで、母権のてんぶくではなく、父権の復権なのであり、彼女はギリシア古典とも無縁なのである。アメリカのエリザベス・ゴールド・ディビスはその著書『ファースト・セックス』（1971年）のなかで『第二の性』に対抗する女の歴史をかいた。考古学や歴史学や文学など、その博識を縦横に駆使して女の黄金時代の証明をした。彼女によると、父権の確立はキリスト教の公認によってであり、オレステスの母殺しの判決からかぞえても、父

権の時代はたかだか4000年たらずにしかないという。

日本のかたすみで、母権に熱いまなざしをむけている女たちがあって、ボーボワールによる原始の理解はおかしいじゃないかといっていることなど、ボーボワール女史は夢にも知らないことだろう。彼女がもたれかかっていたサルトルは亡くなった。原始の理解をふかめて『第二の性』改訂版をかくことはボーボワールにはもうのぞめないかもしれない。

文明によって自然も人間も破壊されつつある今日、女たちが平和に生きた母権の時代をとりもどすことによって、戦争のない自由、平等、友愛の社会をつくりたいとねがう原始へのノスタルジアを男たちは笑うことができるだろうか。母権を発見した男のすばらしさにこそ、母の愛情をえがきだした男であるバッハオーフェンにこそ、ボーボワールはひざまづくべきである。サルトルは忘れさらられても、バッハオーフェンは永遠に生きる。

(光永洋子)

### 女性史研究 第17集

#### ——特集 女たちの前近代——

「草の根」のひろしまの女性	今中 保子	1
父権にくるしめられて	光永 洋子	2
原始をめぐる	卯野木 盈二	3
家父長制	川上 秀子	5
肥後藩の農村家族	立山 ちづ子	7
肥後藩『刑法草書』の女	高木 富代子	9
封建農村家族の女相続人	安土 裕美子	11
封建から近代へーキリシタン弾圧を生きぬいて	緒方 都	12
モルガン批判をめぐる	小玉 稜子	14
古代籍帳関係文献目録	綱・宮川 伴子	16
原始・古代の婚姻学のために	犬童 美子	23
「招婿婚」考ーこの術語は奇妙である	緒方 和子	31
人類の動物的起点ー集団婚	J. J. バッハオーフェン 訳・石塚 正英	44
母たち (9)	R. S. プリフオー 訳・石原 進子	53



## 『家族の起原』初版をめぐって



井上五郎

ご存知のようにマルクスが1883年3月14日に亡くなったとき膨大な遺稿が残され、それを調べ整理していたエンゲルスは、モルガンの『古代社会』からの詳細な抜き書き（いわゆる『古代社会ノート』）を発見しました。そしてその発見時期についてMEW（『マル・エン著作集』）編集者は「1884年2月前半」としています。しかし、この推定は間違っていると思います。2月16日にエンゲルスはカウツキーにあてて「私は5週間以前に〔『古代社会』を〕注文したのですが、まだ手に入れることができていません……」と書いています。「5週間以前に注文した」というエンゲルスの言葉を信じるならば、1年半にはすでに遺稿を発見し、通読のうえで『古代社会』注文と考えるのが自然ではないでしょうか。このことを補う資料があります。カウツキーの2月2日付エンゲルスにあてた手紙の末尾に用件とは全く無関係にエンゲルスはメモをしているのです。——「Morgan Money Java」と——。「取り急ぎ」書いたエンゲルスの返事ではモルガンについてもマニーについても触れていません。両者が登場するのは最初に引用した2月16日付の手紙です。決定的な資料が欠けているため確言はできませんが、このメモは「国際社会史研究所」によって「B146」の記号をつけられたマルクスの抜粋ノートを連想させます。「B146」にはモルガンの『古代社会』、マニーの『ジャヴァ、または植民地の経営法』2巻からの抜粋（そのあとフィアやゾーム、メーン、オスピタリからの抜き書き）が収められているからです。つまり2月2日付のカウツキー書簡に付したメモは、エンゲルスが「B146」というマルクスの抜粋ノートを見ていることを示していると思うのです。残念ながら「マニー・ノート」が未発表でマルクス摘要とエンゲルスのマニー言及との比較をできないのですが……。推測に憶測を重ねることになりますが、実はマニーについてカウツキーに書いたのと同じことをエンゲルスはすでに1月18日付ペーベルあての手紙で書いています。従って『古代社会ノート』発見は遅くとも1月中旬であったと考えられます。

ところで、注文していた『古代社会』を3月のいつ頃入手できたのかは不明ですが、エンゲルスは『古代社会』を手にしてから『家族の起原』を執筆したわけではありません。カウツキーは3月16日付の手紙で「あなたの前々便〔2月16日付手紙のこと〕のなかで最も重要なことはモルガンについての示唆であるように思われますが、それがいまエーデ〔ベ

ルンシュタイン]の報告でいっそう補足されました」と返事します。ここで言われている「エーデの報告」がどのようなものであったのかは知るすべもありませんが、3月はじめのベルンシュタインのエンゲルス訪問のさいに話題になったマルクスの『古代社会ノート』をめぐるものであることはほぼ確実です。これに関連してベルンシュタインが貴重な証言をしています。「私が向こう〔ロンドン〕に着いたとき、エンゲルスはこの原稿とアメリカ人ルイス・モルガンの『古代社会』からのマルクスの抜き書きに基づいた本の草稿とを夜ごと深夜にいたるまで読んできかせた」——つまりエンゲルスは『古代社会』を入手する以前に、またベルンシュタインのエンゲルス訪問以前に、『古代社会ノート』に拠ってすでに（やがて『家族の起原』となる）草稿を準備していたというわけです。恐らくこの草稿は残されていないでしょう。

3月24日、エンゲルスは『ノイエ・ツァイト』のために別刷りの小冊子として出すという条件でモルガン論文を書くことをカウツキーに約束し、3ボーゲン程度になるだろうと述べていたのですが、半月後の4月11日には「モルガンは来週にはたぶんでき上がるだろう」と知らせたものの、26日には「来週には……たぶんでき上がるだろう。それはたっぶり4ボーゲンか、あるいはそれ以上になるだろう」と変わってきます。5月になっても完成しません。10日付のポール・ラファルグあての手紙ではじめて書名が『家族、財産および国家の起原』と知らされ「来週の終わりまでにかたがつくだろうと思っています」と言っています。ついで17日には『家族、私有財産および国家の発生 Entstehung』となり「原稿はきょうできあがる。……八つ折判にぎっしり書いて約130ページ」と書きます。ようやく5日後の22日に最終章をのぞいて原稿が送られ、27日に最後の原稿が発送されます。エンゲルスの手を離れたものの出版社をめぐる難航します。カウツキーが出版社ディーツと『ノイエ・ツァイト』編集をめぐる対立したことなどもあり、交渉は長びき、うまくゆきません。結局チューリッヒの Volksbuchhandlung が出版を引き受け、初版5000部そのうち4000部は労働者むきの並製本、残り1000部はブルジョワむきの特製本を刷るというカウツキーの提案に賛成し、この1000部はライプツィヒのシャーベリッツが扱うこととなります。つまり、初版は2種類あるということです。刊行までのゴタゴタした経過は書くとき長くなりますので、ここでは省略いたしますが、ともかく1884年9月30日に最終ページが印刷され、10月2日に『ゾツィアールデモクラート』に「近刊」が広告され、公刊されます。もっとも8月にカウツキーは『ノイエ・ツァイト』誌上で『家族の起原』の序文をのせたり、9月には『フランクフルト新聞』の論説でも『資本論』刊行以来、もっとも重要な仕事として称賛するのですが、『家族の起原』の反響や影響、それに『家族の起原』自体の意義についてなどは、改めて論じてみたく思います。

## 母たち (10)



R. S. ブリフォー  
訳・石原 通子

### 第6章 原始的経済状態

家父長的家族が低位文化ではみだされない理由の一つは、それが財産にもとづいているからであり、その家族のなかで夫の優越と妻の従属的地位が、根本的には夫の経済的優越と妻の経済的従属にもとづいているからである。それらの状態は低位社会段階には存在しない。道具類と武器類をのぞいて動産はないのである。経済的要求は私有財産の蓄積によってみだされないで、自治的な男女のあいだの分業によってあたえられている。

前述したような性的分業は、高等動物のあいだではみだされない。おそらく永続的な社会的集団の確立をもたらしたのとおなじ諸原因と、狩猟の発達とから性的分業はうまれた。家庭からながいあいだでいくことを必要とする仕事は男たちによっておこなわれるようになり、世帯の世話は女たちによっておこなわれるようになったのであろう。イロクォイ族の神話は、むかしの男と女はいっしょに森林で狩猟し、双方が食物を手にいれる仕事に参加したとしている。だが子どもが生まれたとき、妻のする仕事が増え、彼女は家庭にとどまり、夫がひとりだけでかけるようになった。仔の世話からうまれるハンディキャップがマリノウスキー教授の想像上の博物学のなかでえがかれたのを見るような、動物の雌雄のあいだの分業あるいは協働を、すこしもひきおこさなかった。そのハンディキャップにもかかわらず、高等類人猿のあいだでもあらゆる動物の雌は、彼女じしんの食物を用意し、すこしも雄のたすけなしにその仔をまもる。そのハンディキャップは幼児期の延長のために、人類ではいっそう大きくなる。なおまた初期の人類文化は、動物のあいだには存在しないあらゆる種類の労働を要求する。食物は多くの副次的な工程をとまなう料理によって用意される。動物のあいだには存在しない男女の分業が人類社会で無理に発達したのは、主として文化の向上による。たいていは、それが人類文化のもっとも初期の段階、そして火の使用がしられるまえは、存在しなかった。経済的分業が決定されたのは、両性それぞれの力と才能、あるいは女の肉体的劣等によるよりも、それらの機能的必要によって進歩した文化として、大いに強調されたのである。

原始の男たちと女たちとのあいだには、肉体力、資力、進取の気性、勇氣、忍耐力に相違はないのである。そういうものは、文明社会においてみられ、しばしば生来の性的相違とされていたのである。それらの肉体的、精神的な能力の相違のきわめて大きい規模は、文化的で社会的な発達過程のなかでおこった男たちと女たちの仕事の分離の原因というよりも、むしろ結果である。

ところが、動物界の大部分をとおしての一般的法則は、雌が雄よりもより大きくてより強いのである。哺乳動物のあいだでは雄が、ほとんどつねに、より大きい。母性機能の生理的発達——延長された妊娠、延長された母性的配慮——と、高等脊椎動物のあいだの雌の縮小型とのあいだには、いくらかの相互関係があるようである。しかし哺乳動物の雌がふつう雄よりも小さいとはいえ、おとる肉体力、すくない活動力、闘争力のなき、あるいはおとる資力は、規模のちがいでいについてまわるということをしめすものではない。哺乳動物のあいだでの雌たちは、反対にだいたい雄たちよりも活動的で聡明である。肉食動物の雌たちは雄たちよりも、はるかにおそるべき敵であることを、獵師たちにはよく知られている。

女たちは、一般に、おなじ人種の男たちより小さい。だがこの点では大きい人種の変差があり、いくつかの人種の女たちは大きさではひとしいし、あるいは大きくさえあり、そして彼女たちは、まったくふつうには、よりよく発達していて、もっとたくましいということが報告されている。たとえばブッシュマン族のあいだでは、フリッチュによると、女たちは平均四センチメートルほど男たちよりも背が高い。アラブ人とドリュース族の女たちは、男たちとおなじくらいの背の高さで、おなじくらい強健に発達しているといわれる。そしてアフガニスタンの女たちもおなじである。女たちのすぐれた筋肉の発達が多くの事例でしめされている。たとえばコンゴのアドムビー族のあいだでは、「女たちはしばしば男たちよりも強く、もっとみごとに発達している」。そしてアシラ族のあいだでは、「男たちは女たちのように、それほどりっぱな体格ではない」。「キクヌ族の男は、その女たちがなんともおもわない荷物をはこぶことが、まったくできない」と、ルートレッヂ氏はのべている。提督ウランゲルが北カリフォルニアの両性のあいだの分業を、「ふつう女たちは男よりも肉体力ではひいでている。男たちは背も高くよく均勢がとれているとはいえ、女たちよりも弱いようであるということを、顕著なこと」としている。フェゴ島人のあいだでは、「ふつう女性は男性よりも、もっとじょうぶで強い」。なおチベット族の女たちは男よりも背が高く強いといわれている。ダヤク族の女たちのむれは、マライ族の男たちのむれを打ちまかすことができる。

このような証明は、いくらでもふやすことができる。一般的に言えば、両性のあいだの

肉体的相違は、原始的諸人種と低級文化段階では、文明諸民族のあいだでよりも、はっきりしていない。先史時代の骨格では性別の決定は、しばしばむつかしく、あいまいである。骨は男も女もおなじくらいの大きさであり、筋肉の付着もいちじるしくにている。そして骨盤の形と容積のちがいは、近代ヨーロッパ人のあいだでよりもはっきりしめていない。ロシアのように、ヨーロッパのあまり高くない文明の地域においてさえも、フランスあるいはイギリスにおけるよりも、両性のあいだの肉体的均衡の相違がよりすくないのである。非文化人種のあいだの女たちの男のような体型は、どんな民族写真にもみられる。それは多くのアフリカ諸人種のあいだで、はっきりと断言されている。ブッシュマン族のあいだでは、個人はほとんど裸でさえもあるが、男女をみわけることはむつかしいのである。胸部はちがいがいがないのであり、ときには乳をあたえることができるほどに、男たちの胸部がいちじるしく発達しているからである。骨格では骨盤の性的特徴は区別することはむつかしい。バントゥ人種のあいだでは、顔の形によるか、または容姿によるかして、男たちから女たちをみわけることは、しばしばほとんど不可能である。「その個人の性をみわけることは、しばしば困難である」と、フィリップ氏は低級コンゴ諸人種についてべている。ワニャムウェシー族のあいだでは、「成熟した女をうしろからみて、男と区別することは、ときにはむつかしい」。ハリー・ジョンストン卿のように経験ぶかい観察者でも、「ときには『あの人は男か女か』とある若者にたずねることが、わたしじしんにおこった」と、いっている。キングジョージ海峡の土着民について、「女たちは身長、体色、体格では男ににいて、それらで彼らをみわけることはむずかしい」と、キャプテン・クックはのべている。またボトクド族のあいだでは、男たちは女のようにみえて、女たちが男のようであるといわれている。アッサムのクキ族は、男女のみわけの困難をとりのぞくために、ちがった結髪がもちこまれたという伝説をもっている。男と女の二次的な性的特徴は、大いに社会的諸条件と人為的教化の所産のようである。

原始の分業での主要な要素の一つは、狩猟の仕事が、女たちによってではなく男たちによっておこなわれるようになったのは、女の側のなんらかの無能のためとされるべきではない。非文化的な人びとのあいだの女の狩猟者たちについての多くの報告がある。西アフリカでは女たちは、以前には、「男のたすけなしに弓矢をもって狩猟にでかける」のをつねとした。ボルネオの高地ダヤク族のあいだでは、槍はすべての女たちの身じたくの一部であり、彼女たちは犬たちをつれて狩猟にでかける。ニカラグアの女たちについて、「男とおなじくらいに走り、泳ぎ、弓矢を射ることができた」といわれている。トゥングース族のあいだでは、若い未婚の女たちと寡婦たちは、男の狩猟者の助力をうけずに、狩猟によって彼女たちじしんの食料を供給する。そして彼女たちは「上手な射手たちであ

り、地上の獲物の猟師たち」であるといわれている。エキスマー族の女たちは、婚姻を拒否し、じぶんの家を建て、狩猟によって彼女たちじしんの食料を供給するようである。

多くの原始的諸集団にとって生存のための主要なよりどころである漁撈は、ふつう男女双方によっておこなわれるが、しばしばそれは、もっぱら女の仕事である。たとえばパンバラ族、タスマニア族、フェゴ島族のあいだでそうである。フェゴ島族の女たちは、岩から貝を採取するだけでなく、彼女たちの独占的な所有物であるカヌーで海へこぎだして、大規模に作業をおこなう。女たちはどんな天気でも、そして夜でも、彼らはまる裸であってもでかけていく。そして一定の時期には彼女たちはその部族の全食料の供給をおこなうだけでなく、そのうえ多くの魚をイギリス人の宣教師たちのところへもっていき、ビスケットと交換し、説教をうける。女たちはひとりで泳ぐことができる。

両性のあいだの分業は、原始の女の自活にたいする無能力からうまれたものではないことはきわめてあきらかである。敵対する部族によって捕虜にされていたが、にげだして七ヵ月のあいだまったく一人で生きてきたカナダ・インディアンの一人の女について、ハーンによってあたえられた報告は、原始の女がその必要なものをすべて手にいれることができる風習を例証している。彼女は巧妙なワナをくみだてて、動物や鳥をとらえて自活した。彼女はきもちよい小屋をたて、ナイフと針をつくってじぶんじしんの衣服をつくった。それはあたたかくてきもちよいだけでなく、また「すぐれた趣味、すくなくならぬ変異と装飾をしめしていた」。彼女は適切な食料のたくわえをもち、申しぶんのない健康状態にあり、絶好の外見をもっていた。アラワク族のあいだでは、夫が死んで、その子どもたちも婚姻してしまった女たちが、男のいない自活的な小さい共同体でいっしょにくらしているのが、今日みうけられる。彼女たちじしんの畑をきりひらき、家屋をたて、必要なすべてのものを供給している。

食物獲得での原始的分業と狩猟からの女たちを排除することは、才能の自然的相違によるものではなく、むしろ原始社会におけるあらゆる仕事の特徴である専門職の排他性と独占の精神によって、しっかりと確立されるようになったのである。

ある著述家は、コンゴの土着民についてはなしのなかで、「黒人はその配偶者にあらゆるいやしい仕事をおしつけるが、彼は狩猟、漁撈そして戦争のような高尚とされるものを彼じしんのためにとっておく。そのような考えは、いまでも存在している感情の一つの説明としては、あるていどまで真実であるとしてもよいが、それは一般的な説明としてさしだすならばまったくあやまりである。……ある仕事は習慣的に男たちのもちぶんになり、これらは彼らが減損なしに——ようするに高尚な仕事——ひきうけることができるただ一つの労働形態として、彼らに男らしいとしだいにとおまれるようになった。ところ

が、ある野蛮人が下等な人間とみなしている女たちにゆだねられたそれらの仕事は、下等な仕事とみられるようになったのであると、申し立てられている」と指摘している。

戦士や闘士としての男の分化は、原始の女におけるなんらかの素質的な不適または無能に、たしかによるのではない。オーストラリア族の女たちは「いつでも彼らじしんで申しぶんなく処理することができる。そして戦士の手足まといになるどころか、もし必要であれば、彼女たちは男とおなじように、勇敢に戦うし、よりいっそう瘡猛でさえある」。警報をきくと、いかに「女たちがひざかけをぬぎすてて、それぞれにみじかい棍棒をもって武装し、夫たちや兄弟たちを助けるために、かけだしていく」かを、一著述家はのべている。「戦士たちのあいだで闘争がはげしくおこなわれているあいだに、あまりに興奮してたんなる見物人でなくなり、ヤム枝をつかんで彼女たちはさけび声、金切り声をあげて、泣きわめいて、まったく残忍な身ぶりでたがいに攻撃することがしばしばおこった」と、他の著述家はかいている。ボルネオでは、女たちが男たちのそばで戦うのはまったくふつうであって、男たちを戦いへひきこむことさえある。ある女首長たちとの紛争をもったが、女首長たちを見くびって話しがちになるブルークは、彼女らが指導した軍事的行動の成功はまったく彼女らの個人的な能力と勇気によるものであることをみとめている。高地ダヤク族のあいだでは、男たちが戦争で遠征しているとき、女たちは部落にのこっているが、もしも攻撃されたら、彼女たちで部落をまもる。また南モルッカ諸群島のブルー島では、「女たちは男たちとともに義務をはたし、たいへん大きな種族であるどんな敵にも抵抗することができたが、よい特性がほとんどあたえられなかった」。カロリン諸島では、「女たちは戦争を分担し、敵にたいして国をまもるだけでなく、攻撃さえしたし、戦隊になって小人数ながら戦力の一部分をつくった」。ラドローン諸島では女の指揮者たちのもとでたたかった。女の部隊はしばしばアフリカとアジアの部隊で重要な役割をえんじた。ザンジバーのサルタンは6000人の女兵士の一団をもっていたし、シャムの王たち、カンディの王たち、ハイデラバードの君主ニザム、そして古代ペルシア人はアマゾン女の護衛隊をもっていた。このような女戦士たちをたんに装飾物であったとかがえる理由はないのである。そのばあいダオメの有名なアマゾン軍団のようにみなされないのはもちろんである。彼女たちの援助がなかったならば、ダオメの君主国ははるか以前に、アフリカ諸王国のあいだにしまった地位からおちていたであろうとのべられている。ゲソ王がアピオクタにたいする悲惨な遠征で、彼が安全であったのはアマゾンたちの勇気と献身のおかげであった。のこりの軍隊が完全に大敗北してちりちりになったときに、はなはだしい損害をうけていたにもかかわらず、彼女たちだけが固守した。べつのばあいに、ゲソ王の継承者とのこりの軍隊がにげたが、アマゾンたちはすこしも退却しないで、ずたずたに

めった切りされた。彼女たちのほげしい訓練が目撃者たちによってしばしばのべられている。彼女たちの演習では、サボテン、とげの多い灌木、くぎでつくられた障害物をとおりぬけて突撃する襲撃によって、つよい態度をとった。そしてそれらの陽気な模擬戦がおわったあとに行進するが、彼女たちの体が流血にそまり、ひきさかれた手足から皮膚がはずたにたれさがっていた。彼女たちははれやかに、ほこらしげに、戦勝記念品としていばらの冠をつけ、帯にまくのである。「彼女たちの外観は、男の大部分よりももっと好戦的で、もし会戦がおこなわれたら、わたしはこの国の男兵よりも、むしろ女兵を重視するであろう。わたしがアフリカで観察したところから、ダオメの王はアフリカ大砂漠の西のどの国よりもすぐれた軍隊をもっているとしんじている」と、最近まで護衛兵であったJ・ダンカン氏はのべている。

原始的な女たちは男たちとおなじように勇敢であるばかりでなく、もっと残酷で獐猛でさえあるということがみとめられねばならない。アメリカ・インディアンは、捕虜たちを拷問にかけるために、女たちに手わたしたが、女たちは惨酷さでは発明の才にひいでていた。レナピー族のあいだの老女たちは、「執念ぶかき、獐猛さと残酷さでは、男たちよりもはるかにまさっている」。ホッテントット族の女たちのあいだでは、とげの多いアカシアの枝でうち、それらの傷に塩や硝石をすりつける拷問に奴隷たちをかけるのがつねであった。この女たちの気ばらしがおこなわれているときに、「犠牲者たちの苦悶をながめる悪魔のようなわらいが、彼女たちの顔にはたやすくよみとれる」。西部オーストラリアでは、「女たちの残忍性は男たちをしのぐ」と、ジョージ・グレイ卿はのべている。フィジー諸島では女たちは、悪魔のような残酷さでは男たちにまさっている。彼女たちのお気に入りのたのしみの一つは、戦争捕虜たちの皮膚を、するどい貝がらでゆっくりとけずって、くるしめることであった。戦闘のあいだに彼女たちは、たおれた敵におそいかり、肉体を歯でかみさいてその血をすすったのである。そして彼女たちがじぶんの子どもたちを戦場へやるときには、敵の肉体をけとばし、ふみにじることをおしえた。ニュー・ブリテンで女たちは、「死体を虐待し、なんらかの侮辱や可能な残酷さという犯罪へ土着民たちをかりたてたことに、もっともすぐれているのがふつうである」。ボルネオでは首狩りの扇動者たちの首長はあきらかに女たちである。そしてニュー・ギニアの土着民たちは、さいしょに人食いへとかりたてたのは女たちであったといっている。

狩猟や戦争を男の型とむすびつけたところの男性的または「男らしい」仕事のさいしょの分化、雄よりも雌が獐猛で鋭敏な猟師であるという動物界でえられたことと正反対なことは、こうして生来の性質よりも、むしろ社会的適応性に、根拠があったのである。

両性のそれぞれの地位は、より低位文化あるいは高位文化のいずれにおいても、肉体的



優越にもとづくのではなく、また家父長的支配は体力におうものではない。文明化した社会の家父長的構成は、まったく経済的諸要素にもとづいている。夫と父が家父長的家族的なかで首長の地位をしめているのは、経済的優越によるのである。そして低位文化でのこのような諸要素のかんぜんな欠如は、家族がはじめからおなじように構成されていたという伝統的な主張を排除する。性的分業での経済的優越は、低位文化においてそれがあるかぎりでは、かえってまったく女たちの側にある。猟師の仕事は全時間の職業である。したがって彼は、人生のなんらかの他の要求のために、時間と労働をささげることをはばまれている。それによって狩猟の産物のなまの材料が供給される労働をのぞいては、労働のすべてはそれゆえに女たちの分担になるのである。あらゆる産業はさいしょは家内産業であり、したがって女たちの手のなかで発達したのである。

動物の毛皮を身につけることは、もっとも粗野な服装の形態であるかもしれないが、それら毛皮の着物や彼らがはじめた多くの用途のための生皮の調製が、ながくてすばらしい産業の進化をひきおこした。オーストラリア人たちはコモリネズミの加工しないかわかした皮を、両足をざっとしあわせ、皮に連続の切れめをいれていっそうしなやかにして、そのままちいている。そのような粗雑な手つづきから、多くの職業的秘伝をふくむ精巧な技巧が発達したのである。獣皮の用途にしたがって、無限に変化する。均一の厚さのばされたしなやかな皮、毛がついている層のある皮、テント、楯、カヌー、深靴のためのかたい皮、衣類のためのうすくてやわらかい皮——これらすべては特殊な技術的製法を必要とし、それを原始の女が苦心してつくったのである。野蛮人の女たちによって、皮革の仕事でなしとげられた成果は専門家を感心させた。北アメリカ・インディアンの女たちは、「彼女たちの毛皮製着物のうつくしさでは世界ですぐれている」。中央アジアの女たちもおなじように、「毛皮製着物ではおどろくほど巧妙である」。彼女たちは牛乳と木製の刃をつけた道具とによって、皮革がもっとも科学的方法でなめされたのとおなじように、やわらかくきれいになるまで加工したのである」。タタール族の女たちによってつくられた深靴の強さと品質には感嘆させられる。

それらの産業的方法をおこなうために、原始の女はさまざまな道具をくふうした。先史時代の道具類の大部分である「スクレパー」は女たちによってつくられ使用された。ブシェ・ド・パースによるヨーロッパ人の旧石器時代の道具類の発見が、論議された時期に、それらの「スクレパー」の使用が可能かについて多くの論争がおこなわれた。懐疑説を沈黙させるのにもっともやくにたった事実は、現在のエスキモー族の女たちが、ヨーロッパの姉妹たちが氷河時代のながれる砂利のなかに多量にのこした道具類と、まったくおなじ道具をつかっているということであった。エスキモー族の女たちのスクレパーと小刀は、

骨製の柄にしばしば精巧で芸術的にはめこまれていた。南アフリカの国では、旧石器時代のヨーロッパのスクレバーとほとんどおなじスクレバーがちらばっている。そして E・S・ハートランド氏は、ブッシュマン族としたいしりあいである人たちの証言から、それらの道具類が女たちによってつくられたということをした。火打石をたたく技術は女の発明でなかったかどうか、スクレバー＝小刀が斧や槍先に先行したかどうか、そして男のさいしょの武器が彼女のさいしょの道具として、女たちによる発明でなかったかどうかという疑問がうまれている。

織機で繊維をおることは、女の産業のきわめて初期の達成のひとつである手あみのもっと原始的技術の発達したものである。オーストラリア族、タスマニア族、アンダマン族、フェゴ島族の女たちでさえバスケットをつくる。すなわち忠誠団の女について、「もしも彼女がその生産物をはこぶための容器を必要としたときには、彼女はさっそくココヤシの樹から 2、3 枚の葉をおりとり、わずかのあいだにりっぱで、じょうぶなバスケットをつくった」と、ハドフィールド夫人はいつている。原始の女たちがあんだ容器をつくる才能についてのおなじような記述は、すべてに適用する。マオリ族の女たちは、もしもなにかをはこぶときは、罌麻の葉の 2、3 枚をつみとって、紙つつみをつくるよりもわずかな時間で自分の荷物をはこぶためのバスケットをつくる。原始の女たちによる樹皮や草の繊維のあみものは、しばしばきわめておどろくべきであり、今日では、機械類の手段をもちいても、だれもがまねることはできないほどである。いわゆるパナマ帽——その最良のものはおしつぶして指でつくった輪をとおりぬけることができる——は器用さと技術的巧妙さ——男の指先は訓練されていない——のよくしられている例である。ニュー・ジーランドでは、あみかたのちがいとちがった名称でしられている、すくなくとも 12 のちがった型のマットがもちいられていた。それぞれのマットは個々の部族<sup>トライブ</sup>の女たちの特産品であった。マオリ族の女たちのあいだでは、製作開始は宗教的儀式としておこなわれ、神聖な仕事場である「ワラ・ボラ」は、この仕事のために保留されていて、もしも 1 人の男がその場所にはいつてきたら、すべての仕事は中止され、かたづけられた。マニプアの諸部族のあいだでは、10 種のちがった型がある布が、一定の部落だけでつくられている。「この仕事は、女たちだけによってささえられている。6 部落は、できるかぎり、それらの娘たちを仕事がおこなわれていない部落へ嫁入りしないようにする。このようにして『織工組合』が形成の過程にある。そして、かって慣習になったそのような慣習が、外面では魔法でまもられた範囲をもっていたということの把握の証拠として、トロイ部落の女がポウイ部落の男と婚姻して、彼女のあたらしい部落で布をおりたいとおもったが、(つづく)

女性史研究 第19集 予告

——特集『家族の起原』 100年——

女性史研究 第20集 予告

——特集 日本婚姻史事典——

---

1984年6月1日 印刷

1984年6月1日 発行

女性史研究 第18集

頒価 500 円

(送料実費)

編集 家族史研究会

東京事務局 東京都中野区新井4-27-6-801

☎165 Tel 東京(03)385-0147

振替口座・東京 3-12894

熊本事務局 熊本市池田3-2-30 犬童方

☎860 Tel 熊本(0963)54-6158

振替口座・熊本 6-13171

家族史研究会熊本事務局

---

共同体社

---

(中性紙を使っています)

